

(別冊)

福島市環境基本計画
【資料編】

令和3年2月

福島市

目次

1	計画策定までの経過	1
2	福島市環境基本計画策定要綱	2
3	計画策定にかかる市民・事業者アンケート	3
4	本計画と持続可能な開発目標（SDGs）との関係	36
5	進行管理指標	39
6	用語解説	44

1 計画策定までの経過

平成31年	4月11日	福島市環境保全推進連絡会議（庁内）開催 ・福島市環境基本計画策定要綱の制定について ・計画の策定方針について	
令和元年	8月1日	計画策定に関する市民・事業者アンケート調査実施 （8月30日まで）	
	8月6日	福島市環境審議会開催 ・計画の策定について	
	10月24日	福島市環境審議会開催 ・計画策定に関する市民・事業者アンケート調査結果 について	
令和2年	2月6日	福島市環境政策推進連絡会議（庁内）開催 ・計画（素案）について	
	2月14日	福島市環境審議会開催 ・福島市環境基本計画の策定について福島市環境審議 会に諮問 ・計画（素案）について	
	6月1日	福島市環境審議会開催（書面） ・計画（素案）について	
	8月4日	福島市環境審議会開催 ・計画（素案）について	
	10月15日	福島市環境審議会開催 ・計画（素案）について	
	11月19日	福島市環境審議会会長及び副会長から福島市環境基本 計画の策定について、市長に答申	
	11月24日	福島市環境政策推進連絡会議（庁内）開催 ・計画（素案）の決定について	
	12月24日	パブリックコメント実施（1か月）	
	令和2年	2月25日	福島市環境政策推進連絡会議（庁内）開催 ・計画の決定について

2 福島市環境基本計画策定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島市環境基本条例（平成10年条例第25号。以下「環境基本条例」という。）の第8条第1項の規定に基づく福島市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(計画の基本方針)

第2条 環境基本計画は、環境基本条例の基本理念に基づき、市民、事業者及び行政が一体となって環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、福島豊かな自然を守り、人と自然が共生し、環境への負荷が少ない快適な都市を目指して策定するものである。

2 環境基本計画は、平成23年3月策定（平成25年4月一部見直し）の福島市環境基本計画「みんなで造り未来に伝える 人と自然にやさしいまち 福島市」における施策・事業の評価を踏まえ計画の見直しを行うとともに、環境をめぐる社会情勢の変化に対応した新たな課題、望ましい環境像、施策の基本方針、施策体系等を定めるものである。

(計画期間)

第3条 環境基本計画の期間は、2021年度から2025年度までの5年間とする。

(計画策定組織の設置)

第4条 環境基本計画策定に関する庁内組織は、福島市環境政策推進連絡会議規程（平成11年訓令第6号）第1条に規定する福島市環境政策推進連絡会議とする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、環境基本計画の策定に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月13日から施行する。

3 計画策定にかかる市民・事業者アンケート

1 アンケート調査の概要

(1) 目的

新しい「福島市環境基本計画」及び「(仮称)福島市脱炭素化実現実行計画」の策定にあたり、市民及び事業者の環境に関する考えやニーズ等を的確に把握し、本市にふさわしい目指すべき将来像や施策の推進の方向性等を検討するうえでの基礎資料とします。

(2) 市民アンケート調査

調査対象 福島市に居住する20歳以上の男女 2,500人

抽出方法 住民基本台帳データから無作為に抽出

調査方法 郵送配布・郵送回収

調査期間 令和元年8月1日(木)～8月30日(金)

回収数 856名(回収率34.2%)

※回収数(856名)については、福島市の人口から算出される統計学上の必要サンプル数を上回るため、本調査から得られた分析結果は、市全体としての意見を推定するために、十分な精度を得ております。

(3) 事業者アンケート調査

調査対象 福島市内の250事業者

抽出方法 福島商工会議所の会員名簿から無作為に抽出

調査方法 郵送配布・郵送回収

調査期間 令和元年8月1日(木)～8月30日(金)

回収数 114事業者(回収率45.6%)

注1 各設問の回答割合(構成比)は、小数点第二位を四捨五入し、小数点第一位まで表記しているため、合計が100%にならない場合があります。

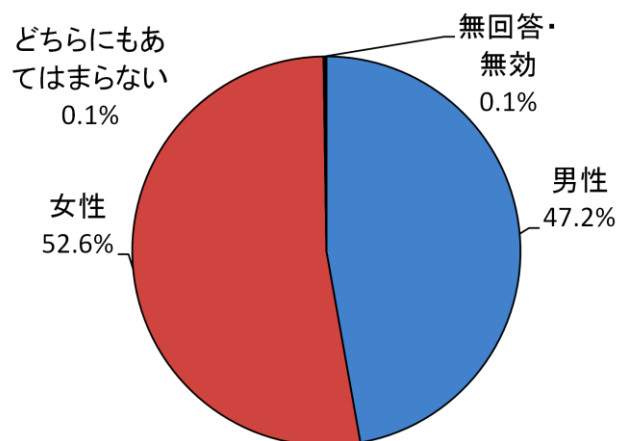
注2 複数回答の設問は、回答件数全体を100%として、各選択肢の回答件数の割合を表記しているため、各選択肢の回答割合(構成比)の合計は100%になりません。

2 回答者の属性

(1) 市民アンケート調査

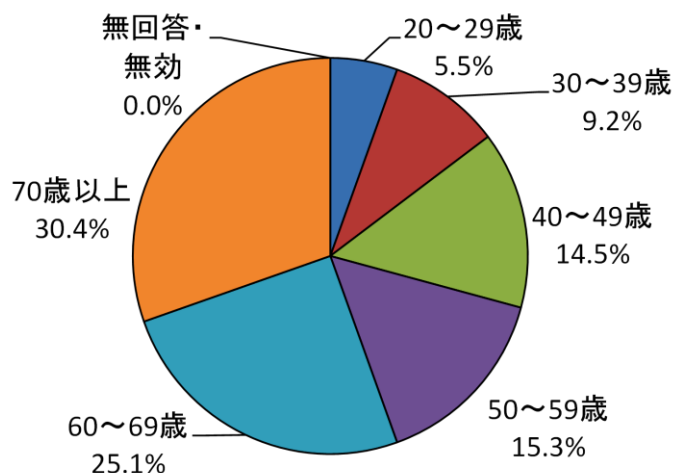
(1) - 1 性別について

項目	回答数	回答割合
男性	404	47.2%
女性	450	52.6%
どちらにもあてはまらない	1	0.1%
無回答・無効	1	0.1%
合計	856	100.0%



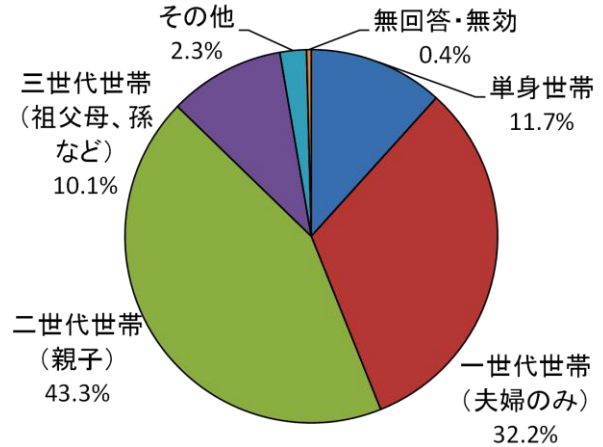
(1) - 2 年齢について

項目	回答数	回答割合
20～29歳	47	5.5%
30～39歳	79	9.2%
40～49歳	124	14.5%
50～59歳	131	15.3%
60～69歳	215	25.1%
70歳以上	260	30.4%
無回答・無効	0	0.0%
合計	856	100.0%



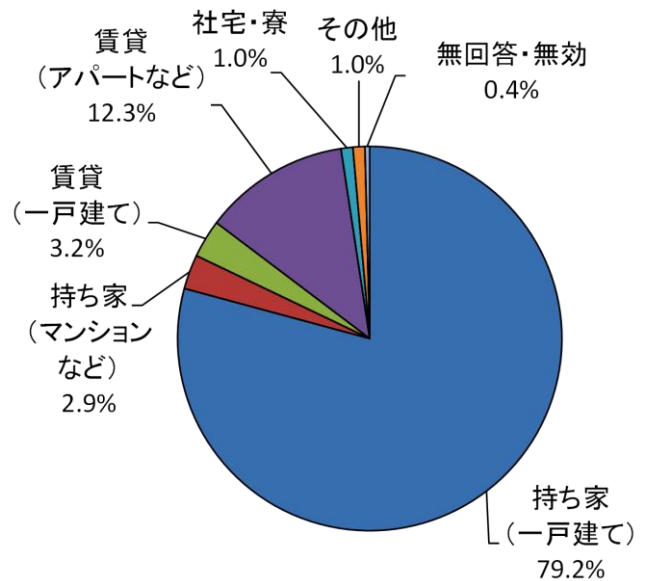
(1) - 3 家族構成について

項目	回答数	回答割合
単身世帯	100	11.7%
一世代世帯 (夫婦のみ)	276	32.2%
二世代会帯 (親子)	371	43.3%
三世代会帯 (祖父母、孫など)	86	10.1%
その他	20	2.3%
無回答・無効	3	0.4%
合計	856	100.0%



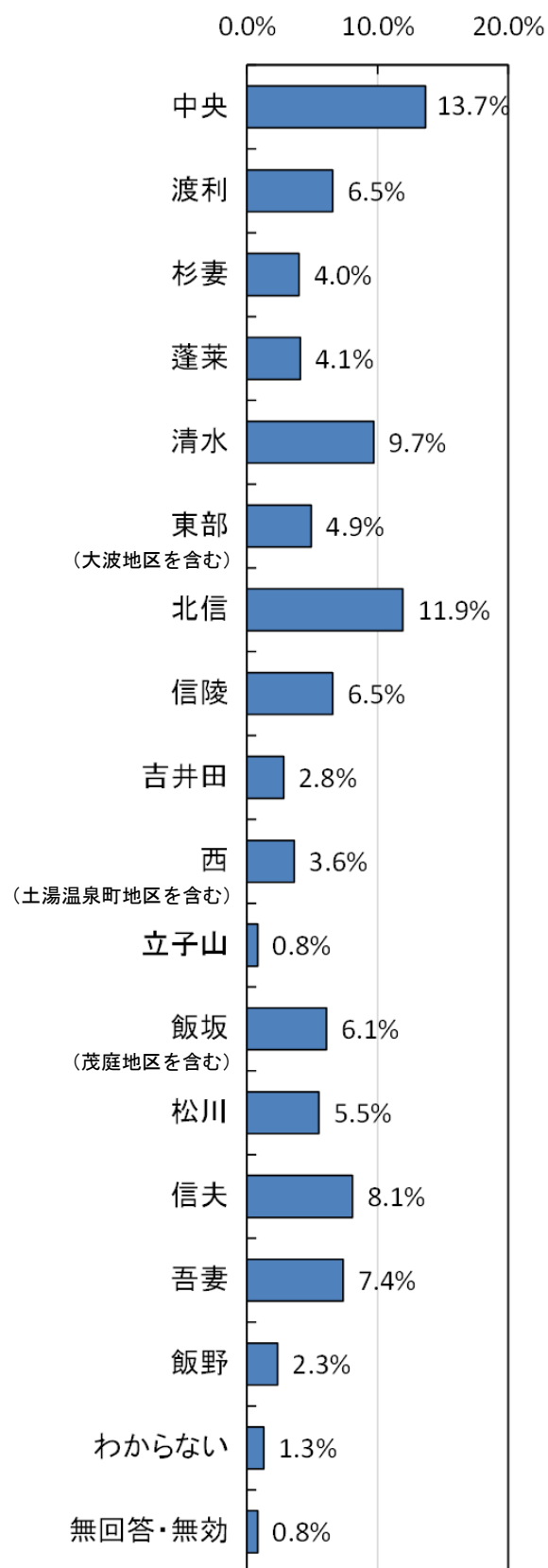
(1) - 4 住居の形態について

項目	回答数	回答割合
持ち家 (一戸建て)	678	79.2%
持ち家 (マンションなど)	25	2.9%
賃貸 (一戸建て)	27	3.2%
賃貸 (アパートなど)	105	12.3%
社宅・寮	9	1.0%
その他	9	1.0%
無回答・無効	3	0.4%
合計	856	100.0%



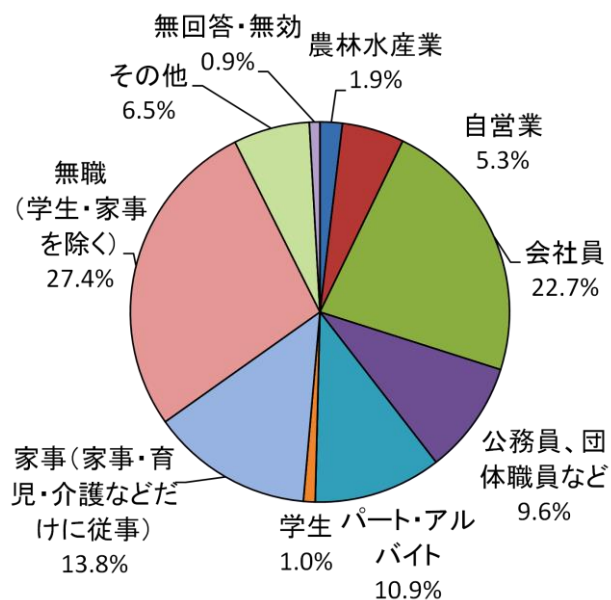
(1) - 5 居住地区について

項目	回答数	回答割合
中央	117	13.7%
渡利	56	6.5%
杉妻	34	4.0%
蓬萊	35	4.1%
清水	83	9.7%
東部 (大波地区を含む)	42	4.9%
北信	102	11.9%
信陵	56	6.5%
吉井田	24	2.8%
西 (土湯温泉町地区を含む)	31	3.6%
立子山	7	0.8%
飯坂 (茂庭地区を含む)	52	6.1%
松川	47	5.5%
信夫	69	8.1%
吾妻	63	7.4%
飯野	20	2.3%
わからない	11	1.3%
無回答・無効	7	0.8%
合計	856	100.0%



(1) - 6 職業について

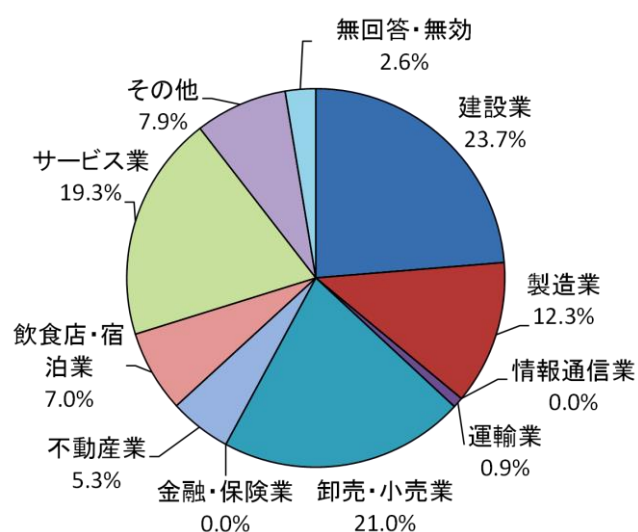
回答	回答数	回答割合
農林水産業	16	1.9%
自営業	45	5.3%
会社員	194	22.7%
公務員、団体職員など	82	9.6%
パート・アルバイト	93	10.9%
学生	9	1.0%
家事(家事・育児・介護などだけに従事)	118	13.8%
無職(学生・家事を除く)	235	27.4%
その他	56	6.5%
無回答・無効	8	0.9%
合計	856	100.0%



(2) 事業者アンケート調査

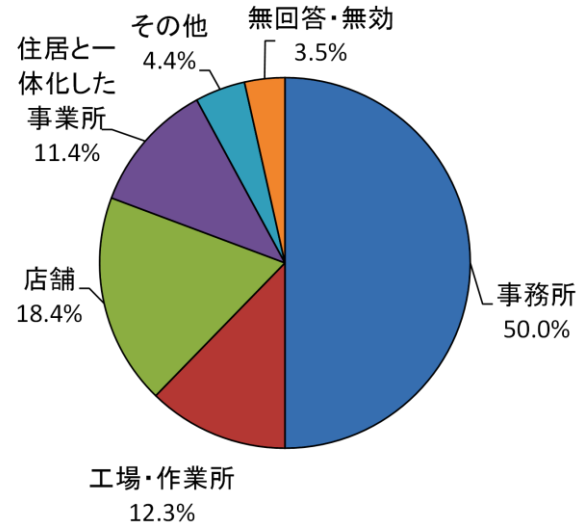
(2) - 1 業種について

項目	回答数	回答割合
建設業	27	23.7%
製造業	14	12.3%
情報通信業	0	0.0%
運輸業	1	0.9%
卸売・小売業	24	21.0%
金融・保険業	0	0.0%
不動産業	6	5.3%
飲食店・宿泊業	8	7.0%
サービス業	22	19.3%
その他	9	7.9%
無回答・無効	3	2.6%
合計	114	100.0%



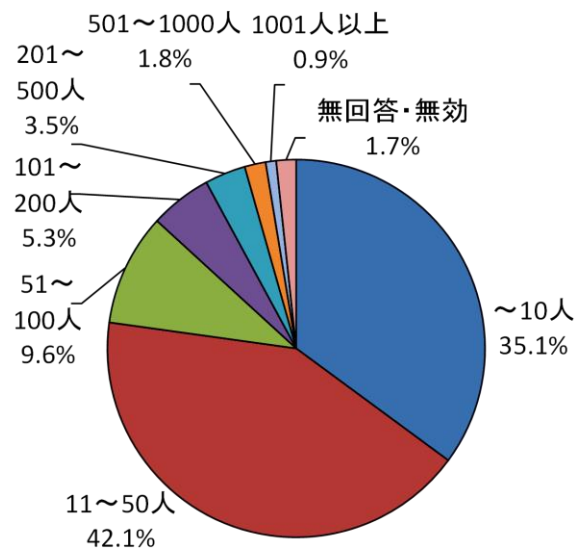
(2) - 2 事業形態について

項目	回答数	回答割合
事務所	57	50.0%
工場・作業所	14	12.3%
店舗	21	18.4%
住居と一体化した事業所	13	11.4%
その他	5	4.4%
無回答・無効	4	3.5%
合計	114	100.0%



(2) - 3 従業員数について

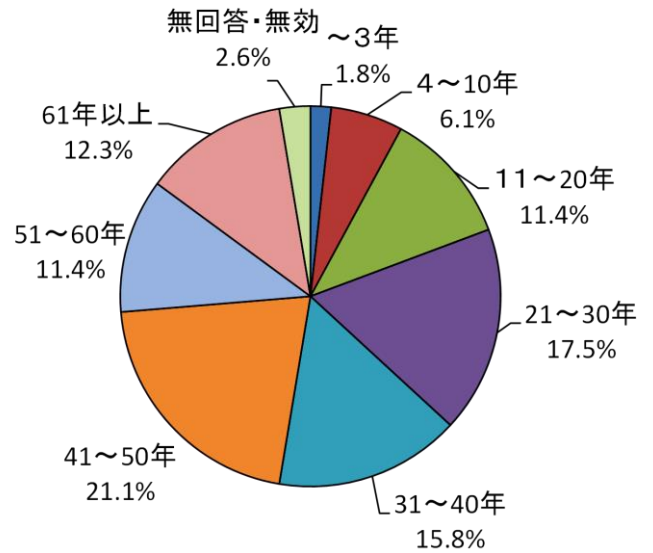
項目	回答数	回答割合
~10人	40	35.1%
11~50人	48	42.1%
51~100人	11	9.6%
101~200人	6	5.3%
201~500人	4	3.5%
501~1000人	2	1.8%
1001人以上	1	0.9%
無回答・無効	2	1.7%
合計	114	100.0%



※令和元年7月1日現在

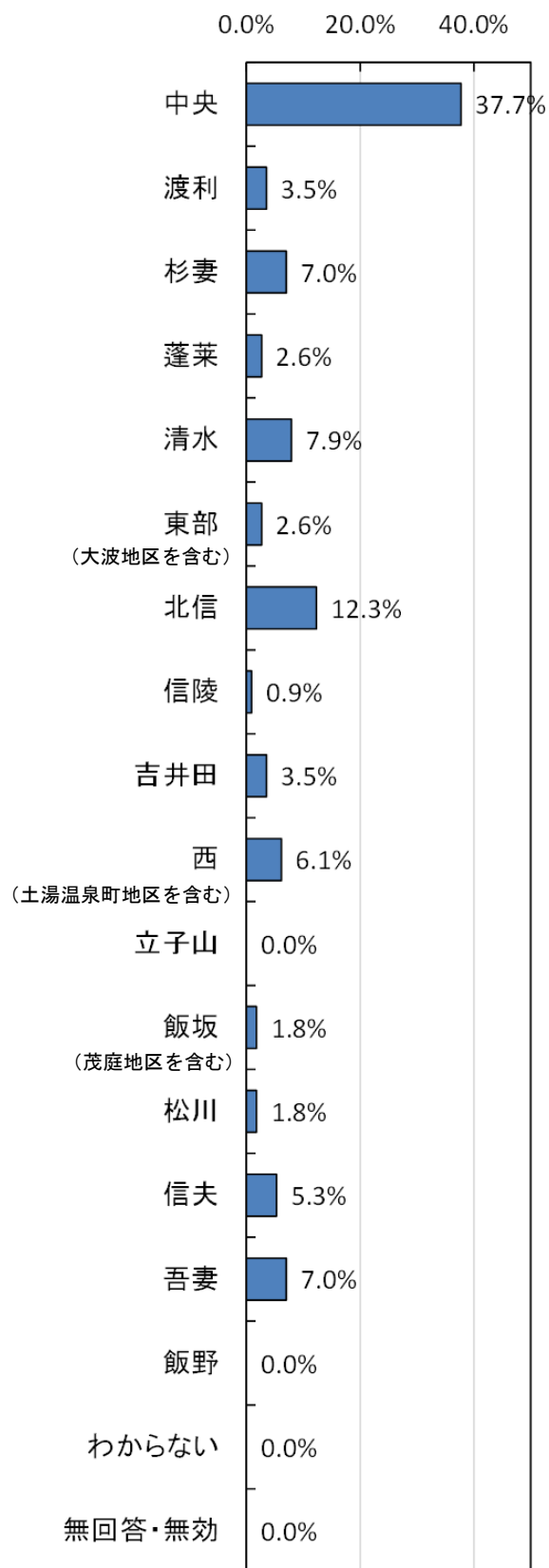
(2) - 4 事業者の事業年数について

項目	回答数	回答割合
～3年	2	1.8%
4～10年	7	6.1%
11～20年	13	11.4%
21～30年	20	17.5%
31～40年	18	15.8%
41～50年	24	21.1%
51～60年	13	11.4%
61年以上	14	12.3%
無回答・無効	3	2.6%
合計	114	100.0%



(2) - 5 所在地区について

項目	回答数	回答割合
中央	43	37.7%
渡利	4	3.5%
杉妻	8	7.0%
蓬萊	3	2.6%
清水	9	7.9%
東部 (大波地区を含む)	3	2.6%
北信	14	12.3%
信陵	1	0.9%
吉井田	4	3.5%
西 (土湯温泉町地区を含む)	7	6.1%
立子山	0	0.0%
飯坂 (茂庭地区を含む)	2	1.8%
松川	2	1.8%
信夫	6	5.3%
吾妻	8	7.0%
飯野	0	0.0%
わからない	0	0.0%
無回答・無効	0	0.0%
合計	114	100.0%

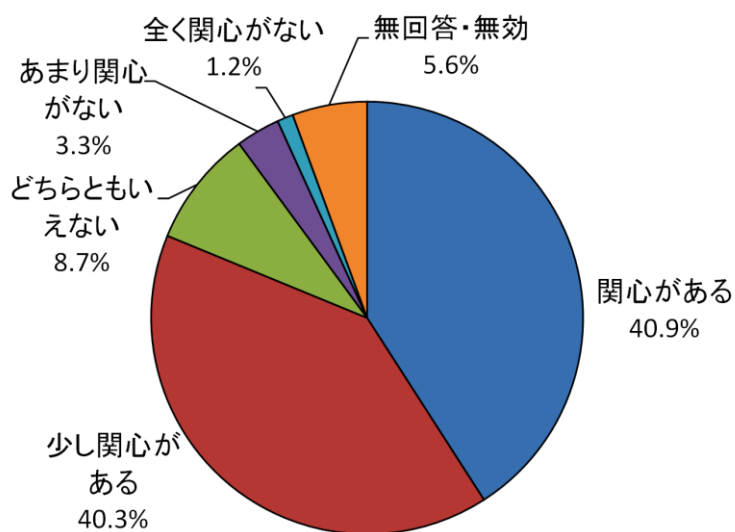


3 環境全般について

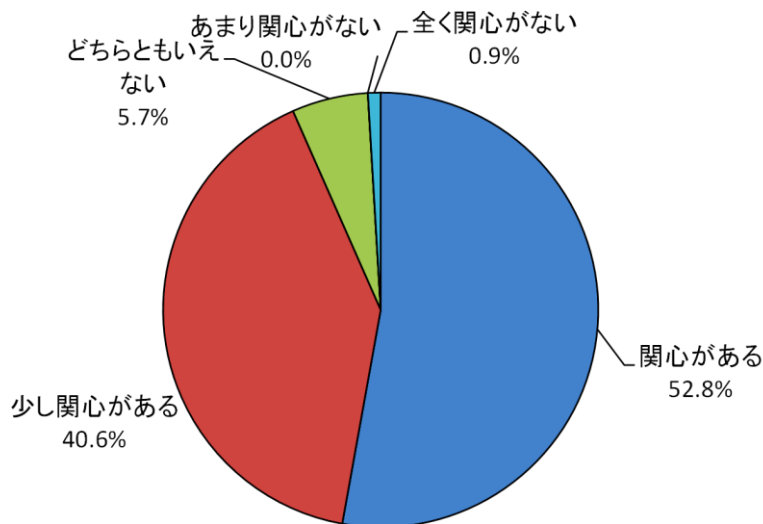
3-1 環境問題への関心度について

環境問題に「関心がある」、「少し関心がある」の割合は、市民が合計 81.2%、事業者が合計 93.4%となっており、市民、事業者ともに環境問題への関心が高いことが分かりました。

【市民】



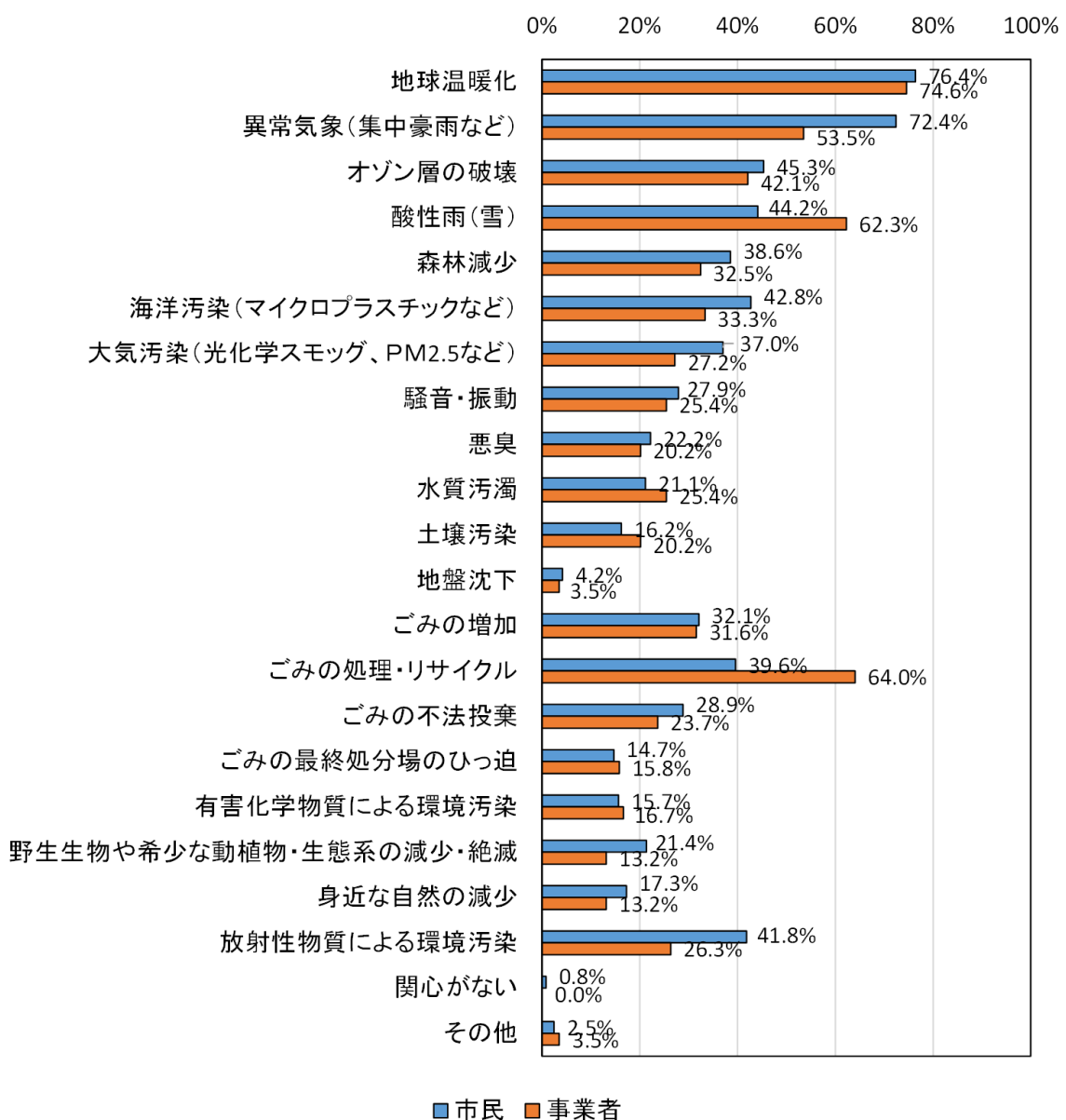
【事業者】



3-2 関心がある環境問題の分野について【複数回答】

市民は、「地球温暖化」(76.4%)の割合が最も高く、続いて「異常気象(集中豪雨など)」(72.4%)、「オゾン層の破壊」(45.3%)、「酸性雨(雪)」(44.2%)の順となっており、地球規模の環境問題に対して関心が高くなっています。

事業者は、「地球温暖化」(74.6%)の割合が最も高く、続いて「ごみの処理・リサイクル」(64.0%)、「酸性雨(雪)」(62.3%)、「異常気象(集中豪雨など)」(53.5%)の順となっており、地球規模の環境問題、廃棄物に対して関心が高くなっています。



○関心がある環境問題の分野について<市民属性別分析>

関心が高い環境問題の分野については、男女別、年齢別に関わりなく、「異常気象（集中豪雨など）」（48%～85%）、「地球温暖化」（48%～79%）の割合が高くなっています。一方、「悪臭」、「水質汚濁」、「土壌汚染」という公害関連は、関心が低くなっています。男女別、年齢別の詳細な結果は以下のとおりです。

		全体	地球温暖化	異常気象 (集中豪雨など)	オゾン層 の破壊	酸性雨 (雪)	森林減少	海洋汚染 (マイクロ プラスチック など)	大気汚染 (光化学 スモッグ、 PM2.5など)	騒音・振 動	悪臭	水質汚濁	土壌汚染	地盤沈下	ごみの増 加	ごみの処 理・リサイ クル	ごみの不 法投棄	ごみの最 終処分場 のひっ迫	有害化学 物質によ る環境汚 染	野生生物 や希少な 動植物・ 生態系の 減少・絶 滅	身近な自 然の減少	放射性物 質による 環境汚染	関心がな い	その他
全体		11,089	1,269	1,328	744	725	650	696	613	473	363	352	269	72	525	643	485	243	255	363	281	685	14	41
性別	男性	2,719	306	330	183	166	171	181	133	110	85	94	67	17	133	149	144	67	58	80	69	162	3	11
		100%	76%	82%	45%	41%	42%	45%	33%	27%	21%	23%	17%	4%	33%	37%	36%	17%	14%	20%	17%	40%	1%	3%
	女性	3,021	347	356	205	212	159	184	185	129	105	87	72	19	142	190	103	59	76	103	79	195	4	10
		100%	77%	79%	46%	47%	35%	41%	41%	29%	23%	19%	16%	4%	32%	42%	23%	13%	17%	23%	18%	43%	1%	2%
年齢	20～29歳	302	35	33	14	16	18	13	23	20	14	12	6	1	10	13	14	4	6	18	12	19	1	0
		100%	74%	70%	30%	34%	38%	28%	49%	43%	30%	26%	13%	2%	21%	28%	30%	9%	13%	38%	26%	40%	2%	0%
	30～39歳	455	59	62	24	31	27	20	29	30	17	12	8	4	15	27	16	5	9	25	9	25	1	0
		100%	75%	78%	30%	39%	34%	25%	37%	38%	22%	15%	10%	5%	19%	34%	20%	6%	11%	32%	11%	32%	1%	0%
	40～49歳	454	59	60	24	31	27	20	29	30	17	12	8	3	15	27	16	5	9	25	9	27	1	0
		100%	48%	48%	19%	25%	22%	16%	23%	24%	14%	10%	6%	2%	12%	22%	13%	4%	7%	20%	7%	22%	1%	0%
	50～59歳	865	103	111	55	67	48	56	50	37	24	25	16	5	38	63	31	16	25	24	12	56	1	2
		100%	79%	85%	42%	51%	37%	43%	38%	28%	18%	19%	12%	4%	29%	48%	24%	12%	19%	18%	9%	43%	1%	2%
	60～69歳	1,502	168	181	109	96	84	105	76	55	50	54	41	13	74	81	59	36	34	42	43	91	0	10
		100%	78%	84%	51%	45%	39%	49%	35%	26%	23%	25%	19%	6%	34%	38%	27%	17%	16%	20%	20%	42%	0%	5%
	70以上	1,771	192	195	130	106	116	117	88	62	51	56	51	10	98	93	102	51	38	46	48	110	3	8
		100%	74%	75%	50%	41%	45%	45%	34%	24%	20%	22%	20%	4%	38%	36%	39%	20%	15%	18%	18%	42%	1%	3%

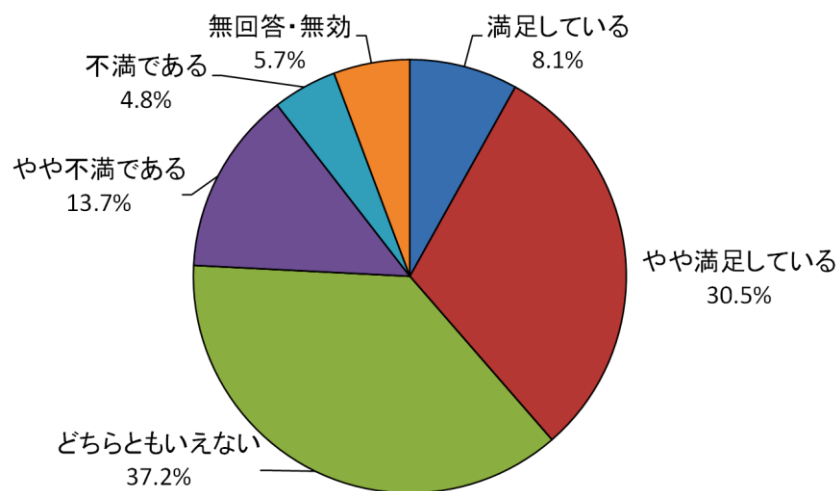
関心を示している人数が最も多い項目
 関心を示している人数が二番目に多い項目
 関心を示している人数が三番目に多い項目
 関心を示している人数が四番目に多い項目
 関心を示している人数が五番目に多い項目
 関心を示している人数が最も少ない項目（関心がない・その他を除く）

3-3 現状の福島市の環境に対する満足度について

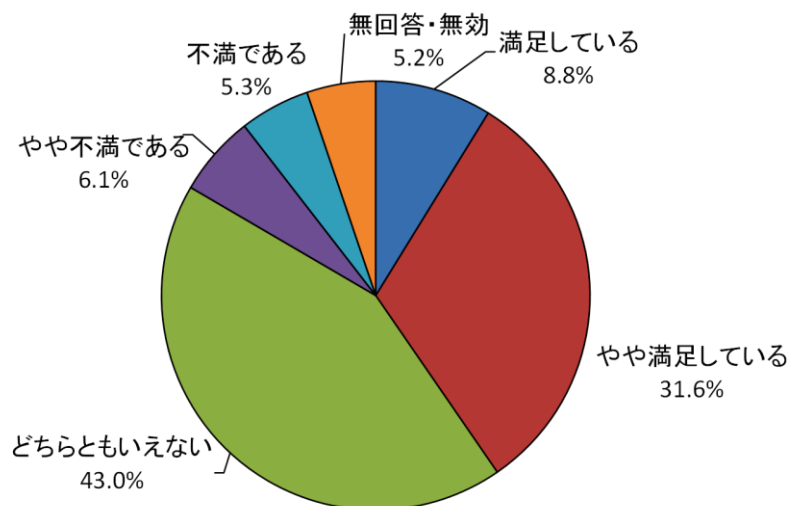
「満足している」、「やや満足している」の割合は、市民が合計 38.6%、事業者が合計 40.4%となっており、どちらも約 4 割程度となっています。

また、「不満である」、「やや不満である」の割合は、市民が合計 18.5%、事業者が 11.4%となっています。

【市民】



【事業者】



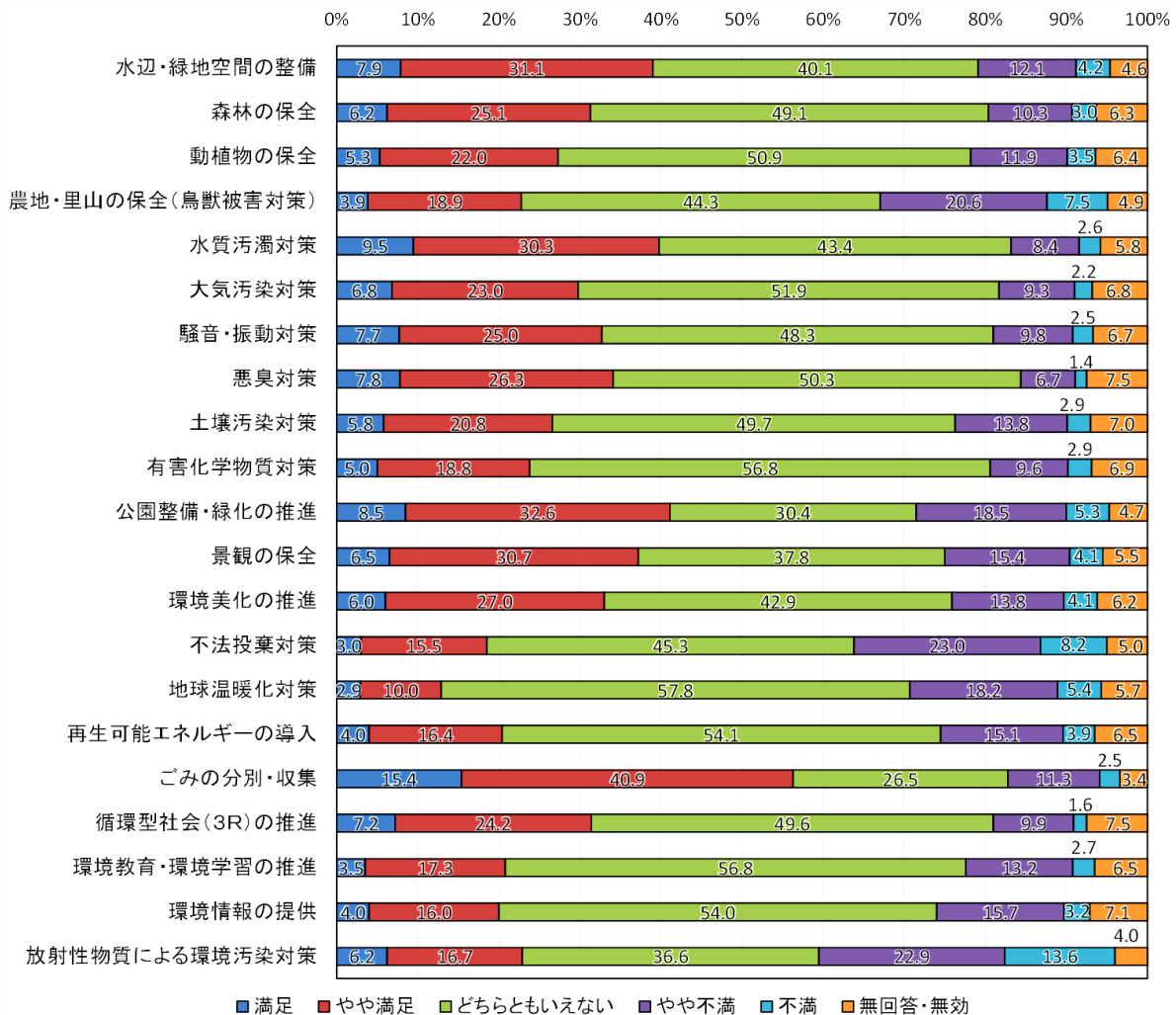
3-4 福島市の環境への取り組みに対する満足度について

市民は、「満足」、「やや満足」の合計で「ごみの分別・収集」(56.3%)の割合が最も高く、続いて「公園整備・緑化の推進」(41.1%)、「水質汚濁対策」(39.8%)、「水辺・緑地空間の整備」(39.0%)の順となっています。

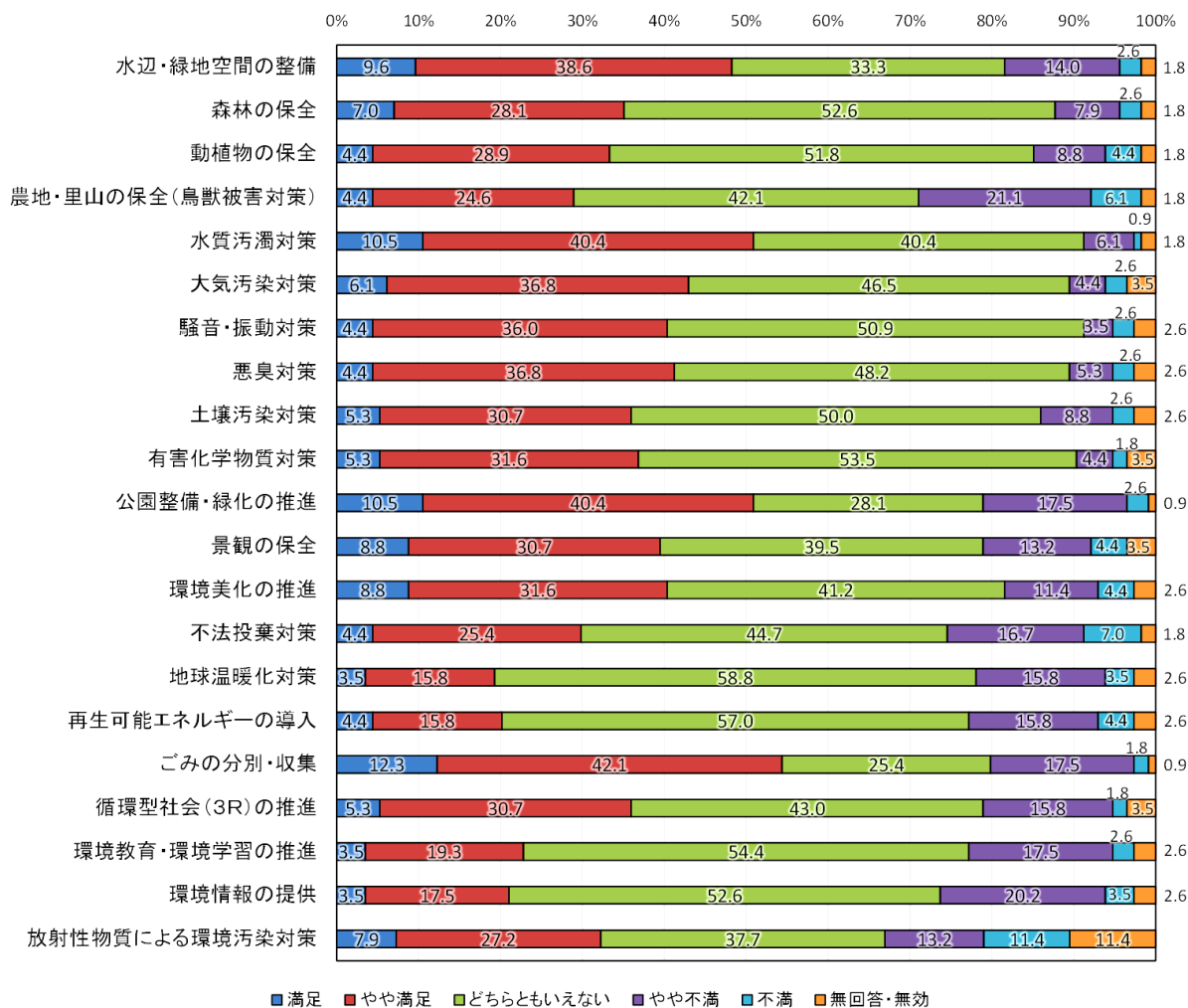
事業者は、「満足」、「やや満足」の合計で「ごみの分別・収集」(54.4%)の割合が最も高く、続いて「水質汚濁対策」(50.9%)、「公園整備・緑化の推進」(50.9%)、「水辺・緑地空間の整備」(48.2%)の順となっています。

満足度が高い取り組みは、市民、事業者で共通しています。

【市民】



【事業所】



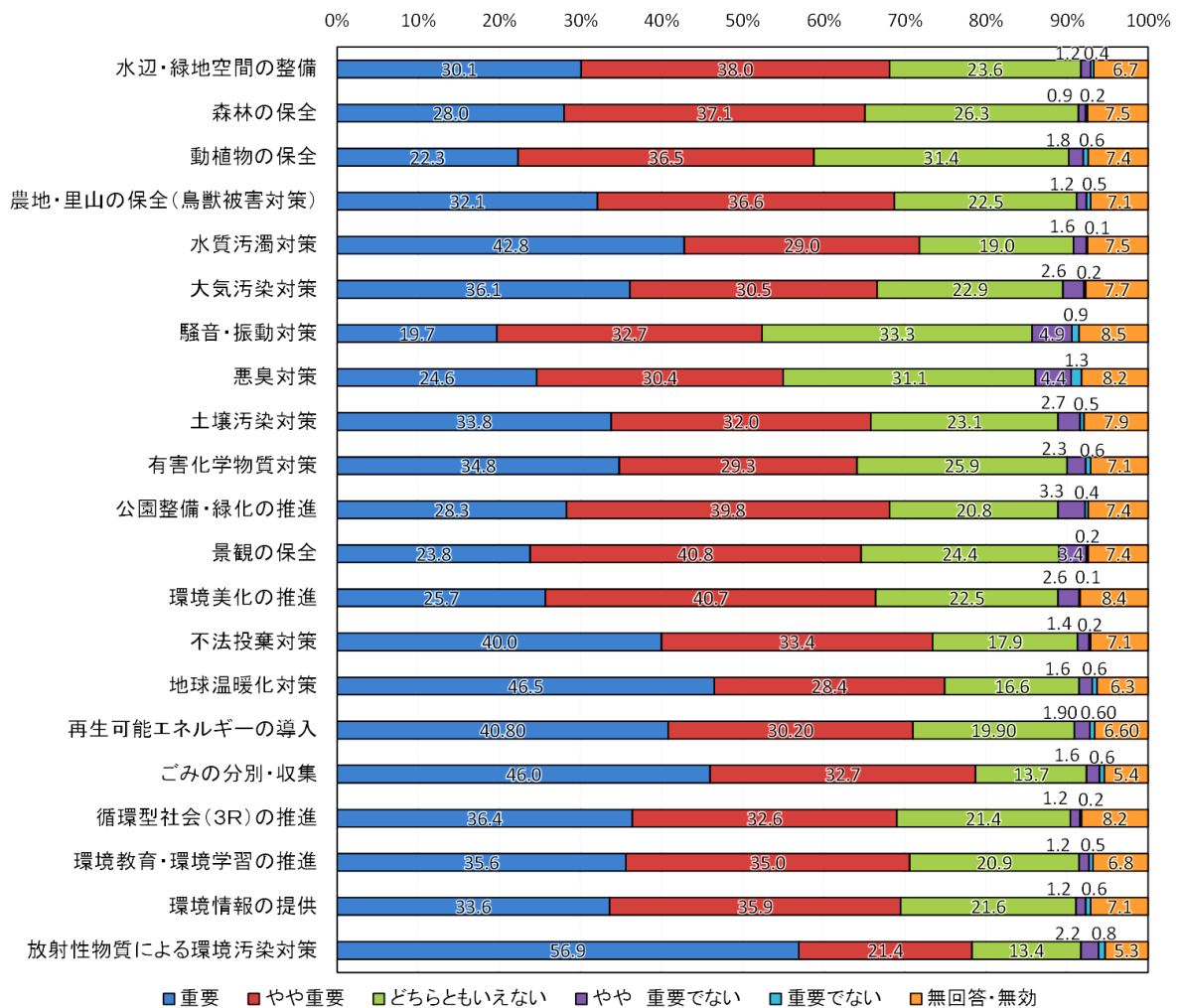
3-5 福島市の環境への取り組みに対する重要度について

市民は、「重要」、「やや重要」の合計で「ごみの分別・収集」(78.7%)の割合が最も高く、続いて「放射性物質による環境汚染対策」(78.3%)、「地球温暖化対策」(74.9%)、「再生可能エネルギーの導入」(71.0%)の順となっています。

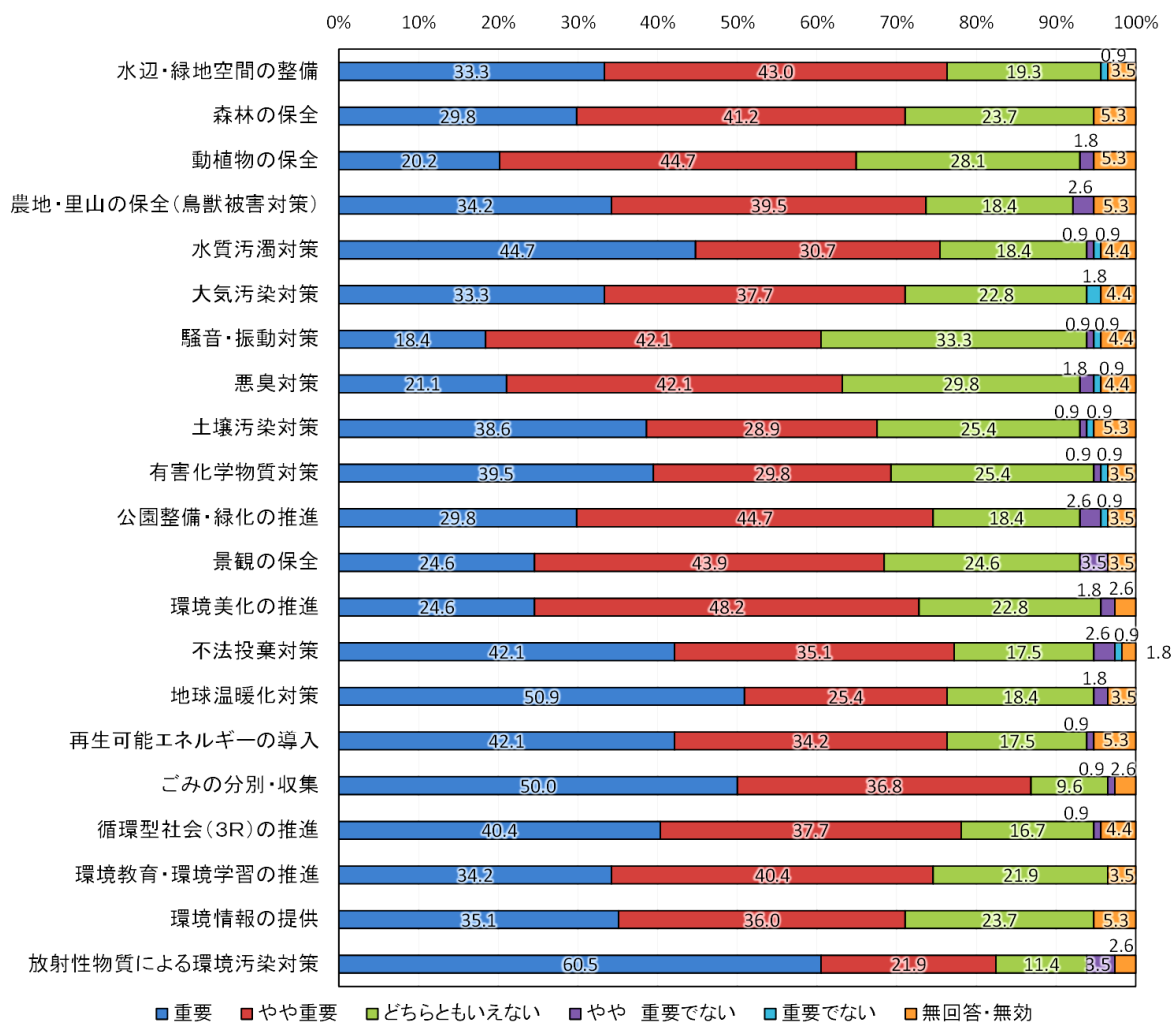
事業者は、「満足」、「やや満足」の合計で「ごみの分別・収集」(86.8%)の割合が最も高く、続いて「放射性物質による環境汚染対策」(82.4%)、「循環型社会(3R)の推進」(78.1%)、「不法投棄対策」(77.2%)の順となっています。

市民、事業者ともに、「ごみの分別・収集」、「放射性物質による環境汚染対策」が上位となりました。

【市民】



【事業者】



3-6 満足度・重要度の相対比較及び相関分析について

(1) 分析方法

福島市の環境への取り組みに対する満足度・重要度について、下記により指数化を行い、相対比較と相関分析を行いました。

① 各選択肢の指数の基数

基数	5	4	3	2	1
満足度	満足	やや満足	どちらでもない	やや不満	不満
重要度	重要	やや重要	どちらでもない	やや重要でない	重要でない

② 指数の算出方法（※満足度の場合）

$[5 \times (\text{「満足」の回答者数}) + 4 \times (\text{「やや満足」の回答者数}) + 3 \times (\text{「どちらでもない」の回答者数}) + 2 \times (\text{「やや不満」の回答者数}) + 1 \times (\text{「不満」の回答者数})] / \text{回答者総数}$ （※無回答・無効を除く）

(2) 分析結果

① 満足度

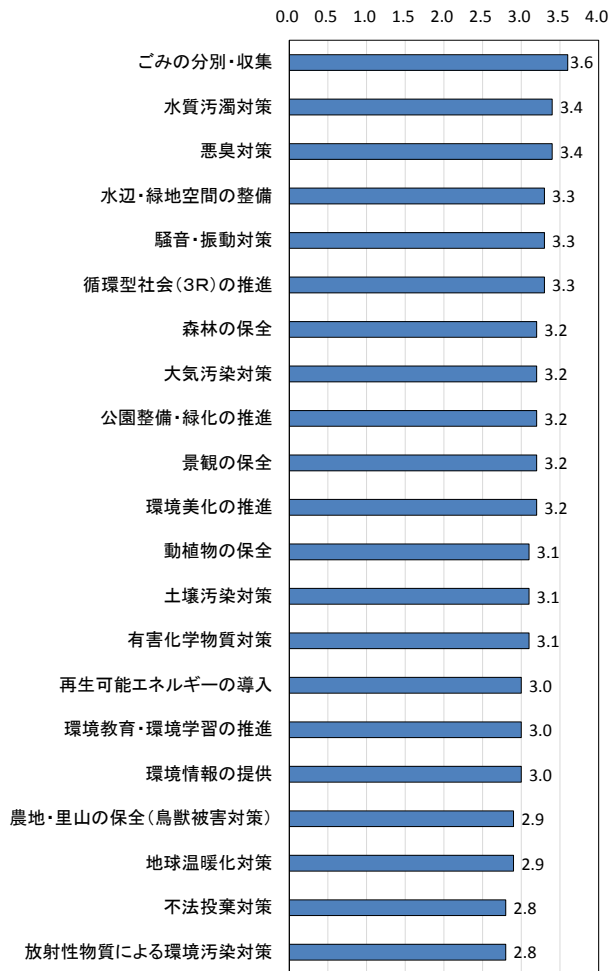
【市民】

- ・各取組の満足度の指数は次のグラフのとおりです。（指数の高い順に表示）
- ・全体の指数の平均値は、「3.1」です。
- ・全21項目のうち、中間値「3.0」以上：17項目、平均値「3.1」以上：4項目
- ・満足度が平均値以上の割合は、66.7%となっています。

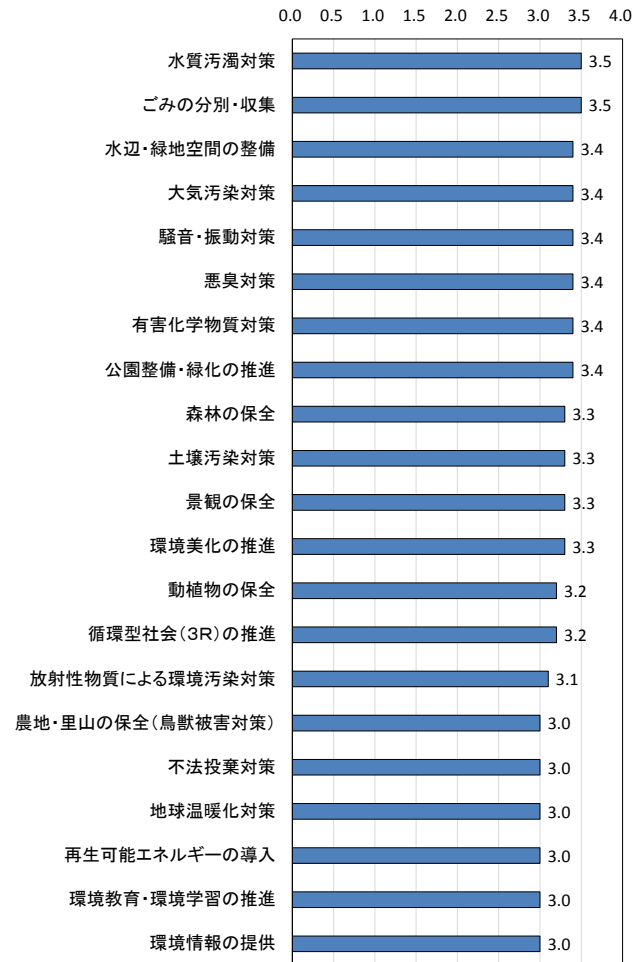
【事業者】

- ・各取組の満足度の指数は次のグラフのとおりです。（指数の高い順に表示）
- ・全体の指数の平均値は、「3.2」です。
- ・全21項目のうち、中間値「3.0」以上：全て、平均値「3.2」以上：14項目
- ・満足度が平均値以上の割合は、66.7%となっています。

【市民】



【事業者】



② 重要度

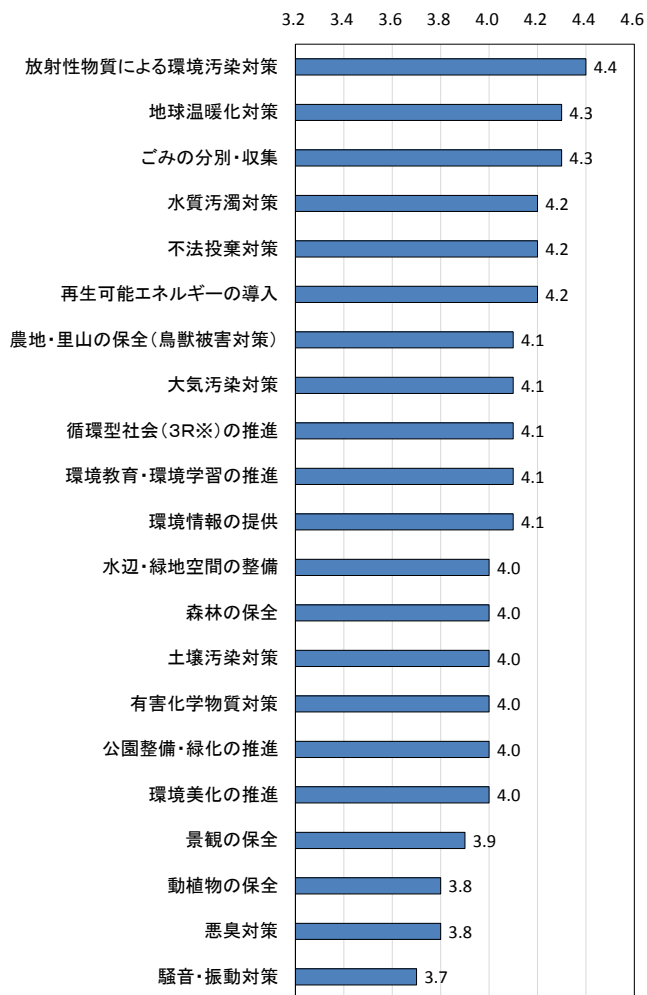
【市民】

- ・各取組の重要度の指数は次のグラフのとおりです。(指数の高い順に表示)
- ・全体の指数の平均値は、「4.1」です。
- ・全21項目のうち、中間値「3.0」以上：全て、平均値「4.1」以上：11項目
- ・重要度が平均値以上の割合は、52.4%となっています。

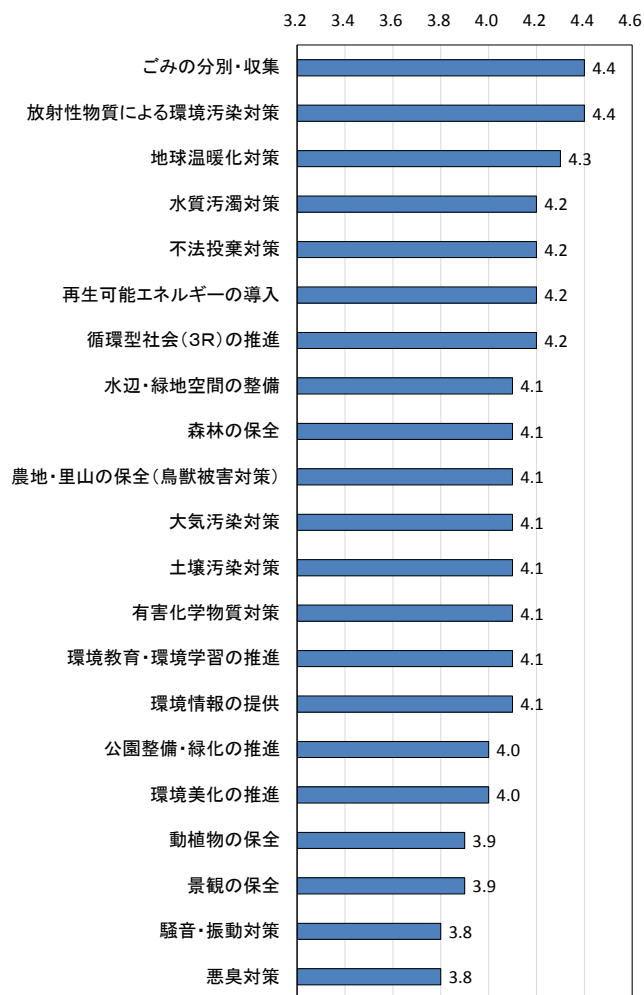
【事業者】

- ・各取組の重要度の指数は次のグラフのとおりです。(指数の高い順に表示)
- ・全体の指数の平均値は、「4.1」です。
- ・全21項目のうち、中間値「3.0」以上：全て、平均値「4.1」以上：15項目
- ・重要度が平均値以上の割合は、71.4%となっています。

【市民】



【事業者】



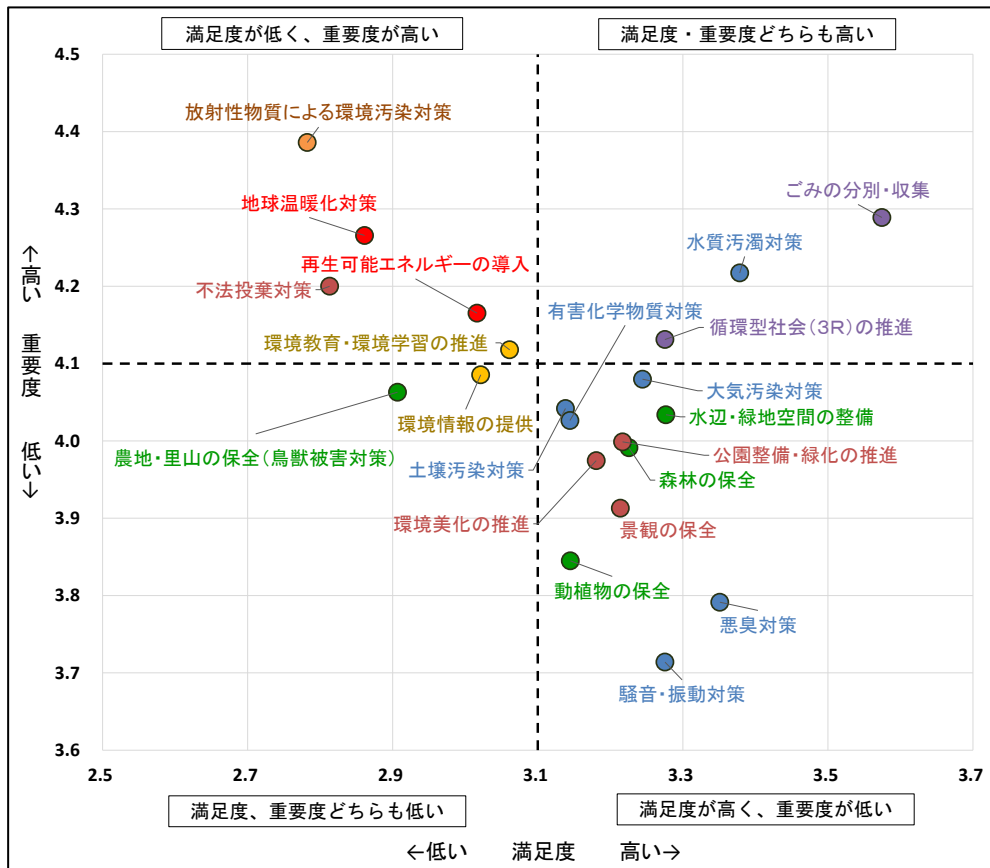
(3) 満足度と重要度の相関関係

満足度と重要度の相関関係は以下のようになります。座標の交差点は市民、事業者それぞれの平均値としました。(各施策の座標は、小数点第二位以下の数値を踏まえ、位置づけしています。)

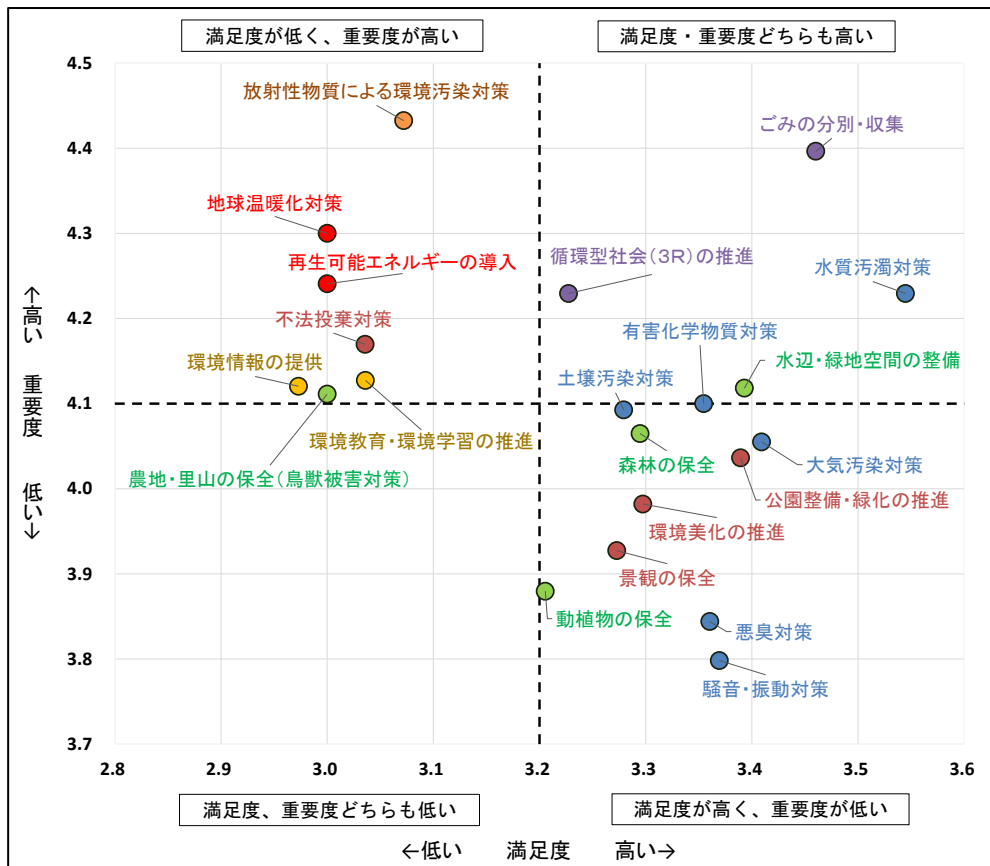
座標の右側に位置するほど満足度が高く、上に位置するほど重要度が高い施策であることを示しています。

環境の施策分野ごとの傾向を把握するため、分野ごとに色分けをしています。

【市民】



【事業者】



○福島市の環境への取り組みに対する満足度・重要度について<市民属性別分析>

満足度では、男女別、年齢別ともに、「ごみの分別・収集」が最も高くなりました。重要度では、男女別、年齢別ともに、「放射性物質による環境汚染対策」、「ごみの分別・収集」、「地球温暖化対策」の割合が高くなっています。

男女別、年齢別の詳細な結果は以下のとおりです。

満足度

区分	水辺・緑地空間の整備	森林の保全	動植物の保全	農地・里山の保全(鳥獣被害対策)	水質汚濁対策	大気汚染対策	騒音・振動対策	悪臭対策	土壌汚染対策	有害化学物質対策	公園整備・緑化の推進	景観の保全	環境美化の推進	不法投棄対策	地球温暖化対策	再生可能エネルギーの導入	ごみの分別・収集	循環型社会(3R)の推進	環境教育・環境学習の推進	環境情報の提供	放射性物質による環境汚染対策	平均
男性	3.23	3.21	3.12	2.87	3.37	3.27	3.29	3.35	3.18	3.20	3.20	3.16	3.16	2.75	2.85	2.96	3.53	3.25	3.04	3.00	2.81	3.13
女性	3.32	3.24	3.17	2.94	3.39	3.23	3.27	3.35	3.10	3.09	3.23	3.26	3.20	2.87	2.87	3.06	3.61	3.30	3.08	3.04	2.76	3.16
20～29歳	3.50	3.46	3.26	3.45	3.39	3.30	3.26	3.28	3.30	3.37	3.39	3.50	3.35	2.98	2.98	3.15	3.53	3.40	3.09	3.20	3.19	3.30
30～39歳	3.28	3.45	3.33	3.14	3.35	3.26	3.26	3.40	3.23	3.19	3.17	3.27	3.31	2.92	2.99	3.16	3.53	3.28	3.13	3.01	2.95	3.22
40～49歳	3.43	3.36	3.28	3.11	3.44	3.32	3.31	3.35	3.24	3.23	3.17	3.19	3.18	2.89	3.02	3.13	3.58	3.27	3.11	3.10	2.85	3.22
50～59歳	3.17	3.14	3.09	2.87	3.23	3.13	3.17	3.28	3.09	3.03	3.18	3.13	3.16	2.85	2.78	2.87	3.45	3.17	2.92	2.85	2.70	3.06
60～69歳	3.14	3.06	3.01	2.72	3.29	3.20	3.29	3.30	3.00	3.06	3.06	3.05	3.03	2.67	2.77	2.95	3.50	3.23	3.01	2.97	2.66	3.05
70以上	3.33	3.23	3.13	2.80	3.52	3.30	3.31	3.45	3.17	3.17	3.38	3.33	3.24	2.81	2.82	3.02	3.72	3.35	3.14	3.09	2.77	3.19
平均	3.30	3.27	3.17	2.99	3.37	3.25	3.27	3.35	3.16	3.17	3.22	3.24	3.20	2.84	2.88	3.04	3.56	3.28	3.06	3.03	2.84	3.17

重要度

区分	水辺・緑地空間の整備	森林の保全	動植物の保全	農地・里山の保全(鳥獣被害対策)	水質汚濁対策	大気汚染対策	騒音・振動対策	悪臭対策	土壌汚染対策	有害化学物質対策	公園整備・緑化の推進	景観の保全	環境美化の推進	不法投棄対策	地球温暖化対策	再生可能エネルギーの導入	ごみの分別・収集	循環型社会(3R)の推進	環境教育・環境学習の推進	環境情報の提供	放射性物質による環境汚染対策	平均
男性	4.02	3.99	3.82	4.09	4.18	4.05	3.73	3.77	4.00	3.98	4.00	3.93	3.97	4.22	4.19	4.12	4.22	4.10	4.08	4.02	4.33	4.04
女性	4.05	4.00	3.87	4.04	4.25	4.11	3.70	3.81	4.08	4.07	4.00	3.90	3.98	4.19	4.33	4.21	4.35	4.17	4.15	4.14	4.44	4.09
20～29歳	3.96	3.89	3.91	3.79	4.11	4.11	3.66	3.83	4.00	3.87	3.96	3.81	4.04	4.11	4.19	4.13	4.13	4.00	3.91	3.87	4.38	3.98
30～39歳	4.05	3.91	3.94	4.01	4.21	4.01	3.64	3.72	4.09	4.10	4.09	3.95	3.99	4.17	4.25	4.13	4.10	4.08	4.15	4.17	4.42	4.06
40～49歳	4.00	3.98	3.90	4.02	4.13	3.94	3.57	3.74	3.97	4.03	4.06	3.98	4.01	4.23	4.21	4.17	4.31	4.18	4.15	4.09	4.49	4.05
50～59歳	4.02	3.96	3.75	4.01	4.21	4.08	3.76	3.82	3.98	4.02	3.89	3.84	3.88	4.10	4.18	4.14	4.13	4.05	3.95	3.98	4.31	4.00
60～69歳	4.06	4.04	3.88	4.14	4.29	4.15	3.75	3.82	4.13	4.10	4.03	3.93	4.00	4.28	4.38	4.20	4.37	4.23	4.18	4.11	4.43	4.12
70以上	4.05	4.02	3.79	4.13	4.22	4.10	3.77	3.80	4.02	3.97	3.98	3.91	3.98	4.21	4.27	4.17	4.40	4.11	4.17	4.14	4.32	4.07
平均	4.03	3.97	3.86	4.03	4.20	4.07	3.70	3.79	4.04	4.02	4.00	3.91	3.98	4.19	4.25	4.16	4.25	4.11	4.09	4.07	4.39	4.05

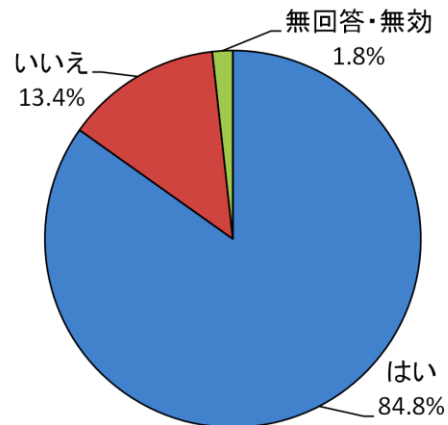
- 重要度・満足度が最も高い項目
- 重要度・満足度が二番目に高い項目
- 重要度・満足度が三番目に高い項目
- 重要度・満足度が四番目に高い項目
- 重要度・満足度が五番目に高い項目
- 重要度・満足度が最も低い項目

3-7 環境を守るための取り組みについて【市民】

<3-7-1 環境を守るための取り組みを行っていますか>

「はい」と答えた人数（割合）は726名（84.8%）、「いいえ」と答えた人数（割合）は115名（13.4%）であり、8割を超える市民が取り組みを行っています。

項目	回答数	回答割合
はい	726	84.8%
いいえ	115	13.4%
無回答・無効	15	1.8%
合計	856	100.0%



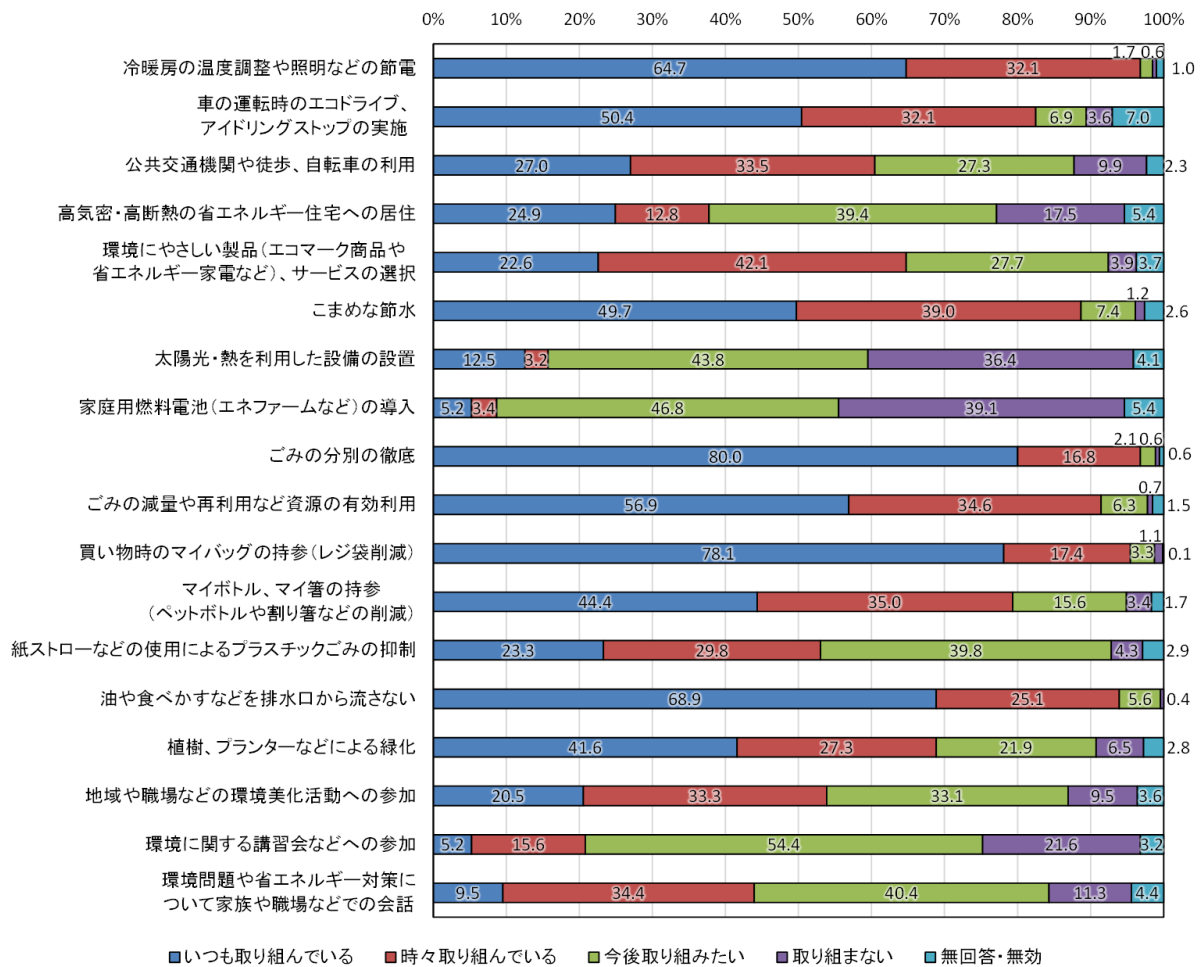
<3-7-2 環境を守るための取り組みの実施状況について>

※「3-7-1」で「はい」と答えた人

「いつも取り組んでいる」、「時々取り組んでいる」の合計の割合では、「冷暖房の温度調整や照明などの節電」、「ごみの分別の徹底」、「ごみの減量や再利用など資源の有効利用」、「買い物時のマイバックの持参（レジ袋の削減）」、「油や食べかすなどを排水口から流さない」は9割、「車の運転時のエコドライブ、アイドリングストップの実施」、「こまめな節水」は8割を超えています。

一方、「太陽光・熱を利用した設備」（15.7%）、家庭用燃料電池（エネファームなど）（8.6%）、「環境に関する講習会などへの参加」（20.8%）は、「いつも取り組んでいる」、「時々取り組んでいる」の割合が低くなっていますが、「今後取り組みたい」の割合が4割を超えています。

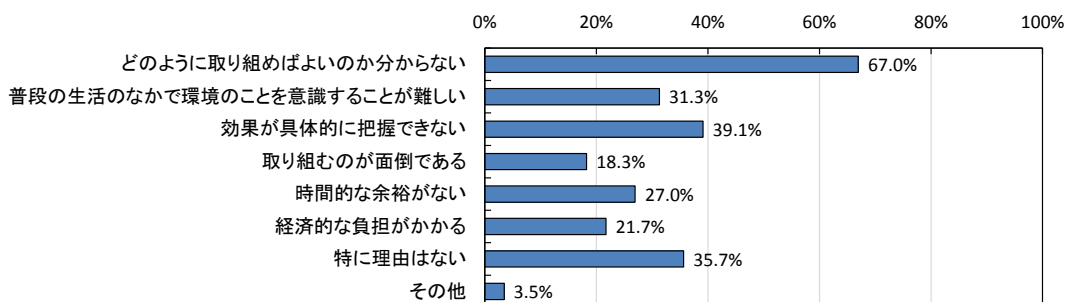
また、「その他」として、「プラスチック製品を購入しない」や「夏の遮光・冬の採光」、「生ごみのたい肥化」、「化学肥料等を使用しない」などがありました。



< 3-7-3 環境を守るための取り組みを行っていない理由について >

※「3-7-1」で「いいえ」と答えた人
【複数回答】

「どのように取り組めばよいのか分からない」(67.0%)の割合が最も高く、続いて「効果が具体的に把握できない」(39.1%)、「特に理由はない」(35.7%)、「普段の生活のなかで環境のことを意識することが難しい」(31.3%)の順となっています。環境に関する取り組みの方法や内容、効果について情報発信が重要であると考えられます。

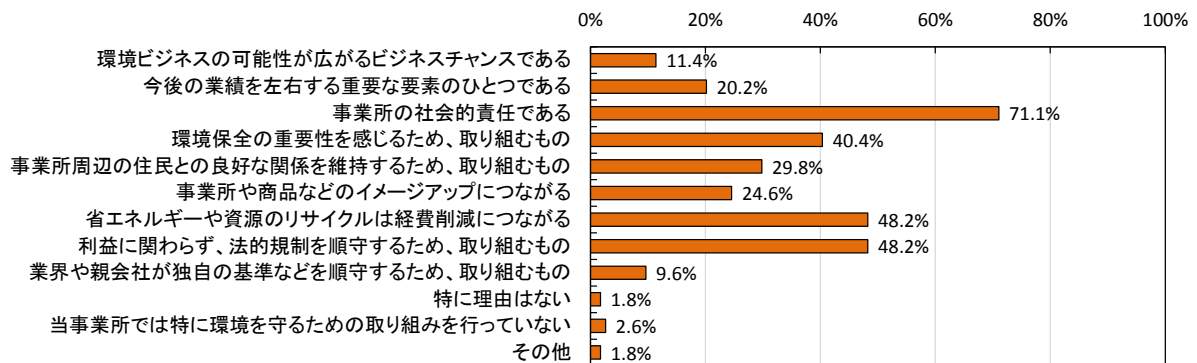


3-8 環境を守るための取り組みについて【事業者】【複数回答】

<3-8-1 環境を守るための取り組みをどのように思うかについて>

「事業所の社会的責任である」(71.7%)の割合が最も高く、続いて「省エネルギーや資源のリサイクルは経費削減につながる」(48.2%)、「利益に関わらず、法的規制を順守するため、取り組むもの」(48.2%)となっています。

一方、「環境ビジネスの可能性が広がるビジネスチャンスである」(11.4%)、「今後の業績を左右する重要な要素のひとつである」(20.2%)は、割合が低くなっています。また、「特に環境を守るための取り組みを行っていない」の割合は、2.6%となっています。



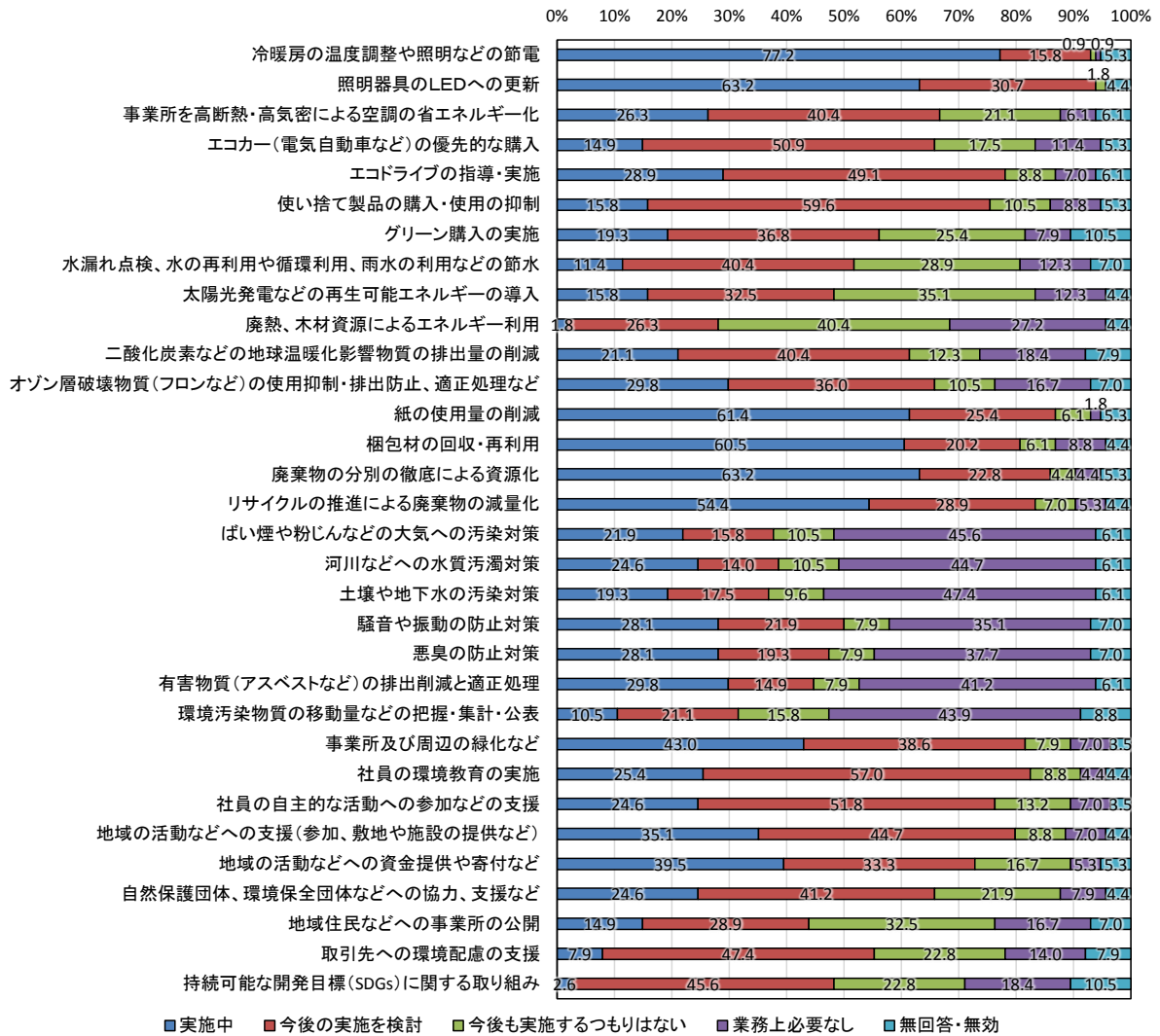
<3-8-2 環境を守るための取り組みの実施状況について>

「実施中」の割合では、「冷暖房の温度調整や照明などの節電」が7割、「照明器具のLEDへの更新」、「紙の使用量の削減」、「梱包材の回収・再利用」、「廃棄物の分別の徹底による資源化」が6割を超えています。

また、「今後の実施を検討」の割合では、「エコカー（電気自動車など）の優先的な購入」、「使い捨て製品の購入・使用の抑制」、「社員の環境教育の実施」、「社員の自主的な活動への参加などの支援」が5割を超えています。

さらに、「その他」では、「河川敷の整備」や「水環境に関する子どもへの教育」などがありました。

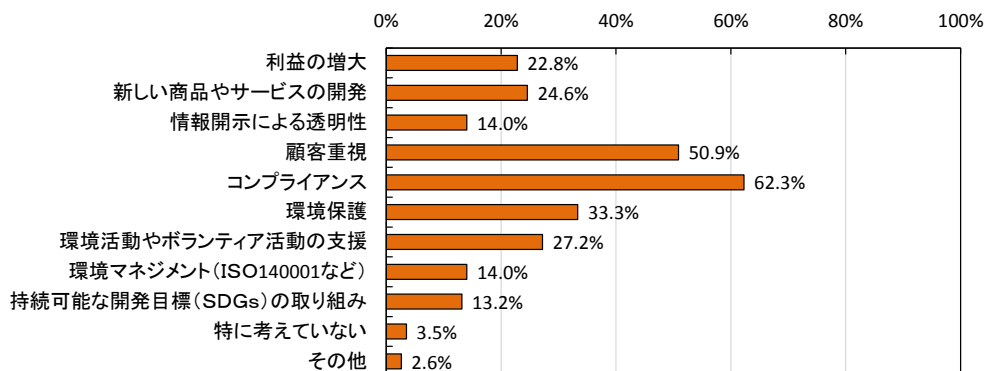
なお、「持続可能な開発目標（SDGs）に関する取り組み」については、「実施中」(2.6%)、「今後の実施の検討」(45.6%)、「今後も実施するつもりはない」(22.8%)、「業務上必要なし」(18.4%)となっています。



< 3-8-3 企業が社会的信用を得るため、力を入れるべきことについて >

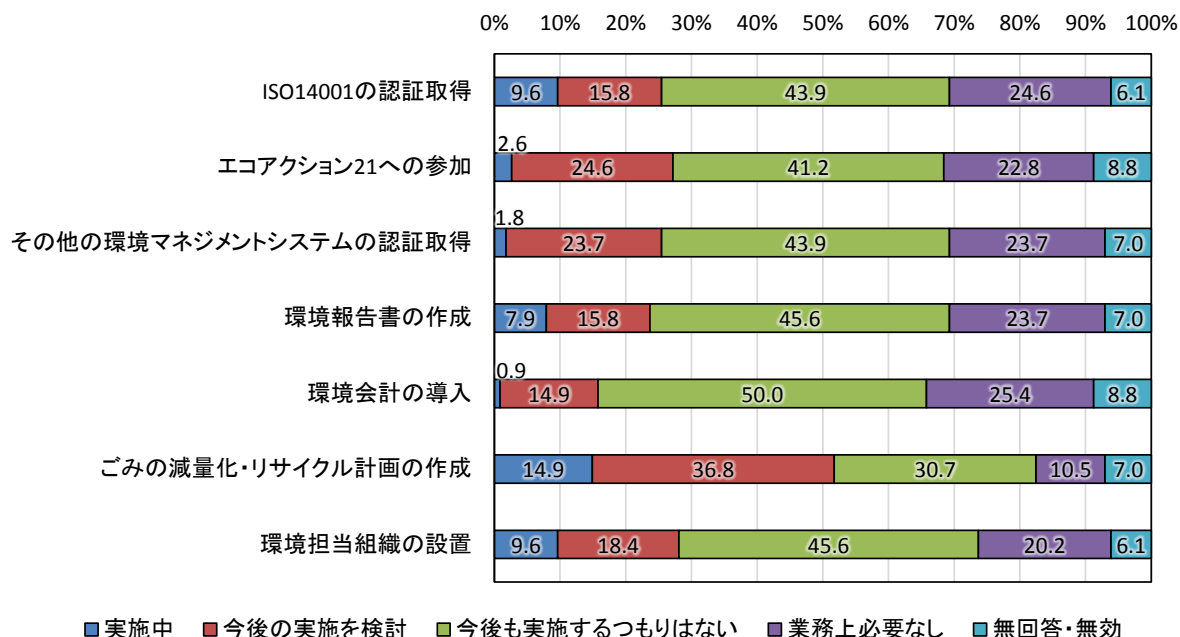
【複数回答】

「コンプライアンス」(62.3%)の割合が最も高く、続いて「顧客重視」(50.9%)、「環境保護」(33.3%)、「環境活動やボランティア活動の支援」(27.2%)の順となっています。



< 3-8-4 環境管理に関する取り組みについて >

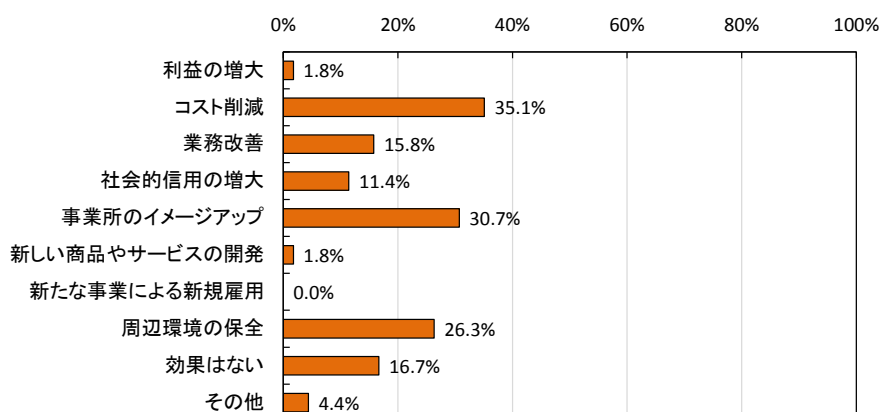
「実施中」の割合は、全ての項目が15%以下となっています。「今後の実施を検討」の割合を含めても、「ごみの減量化・リサイクル計画の策定」(51.7%)を除き、3割以下となっており、環境管理に関する情報発信や活動の支援が必要であると考えられます。



< 3-8-5 環境に関する取り組みによる効果について > 【複数回答】

「コスト削減」(35.1%)の割合が最も高く、続いて「事業所のイメージアップ」(30.7%)、「周辺環境の保全」(26.3%)の順となっています。

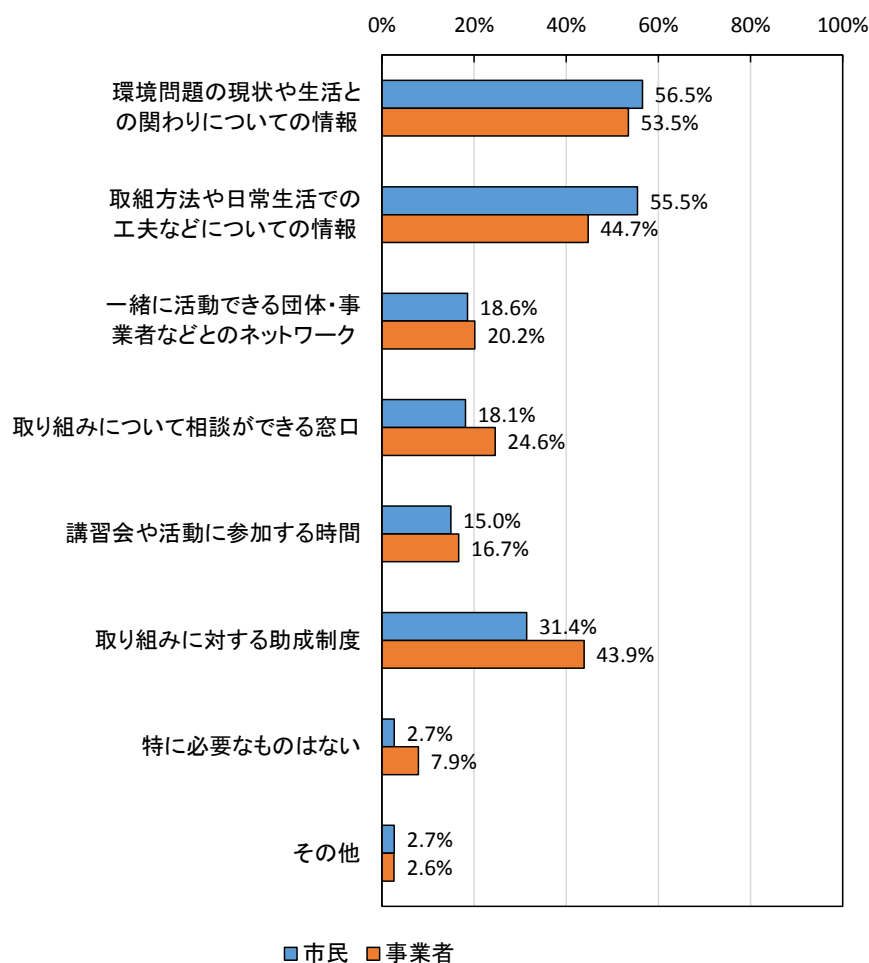
一方、「効果はない」の割合が16.7%となっており、取り組みの効果やメリット、事例などの情報発信が必要であると考えられます。



3-9 環境を守るための取り組みを進めるうえで、必要なことについて【複数回答】

市民、事業者ともに、「環境問題の現状や生活との関わりについての情報」（市民：56.5%、事業者：53.5%）の割合が最も高く、続いて「取組方法や日常生活での工夫などについての情報」（市民：55.5%、事業者：44.7%）、「取り組みに対する助成制度」（市民：31.4%、事業者：43.9%）の順となっています。

環境を守るための取り組みを進めるうえで、より多くの情報の発信が必要と考えられます。

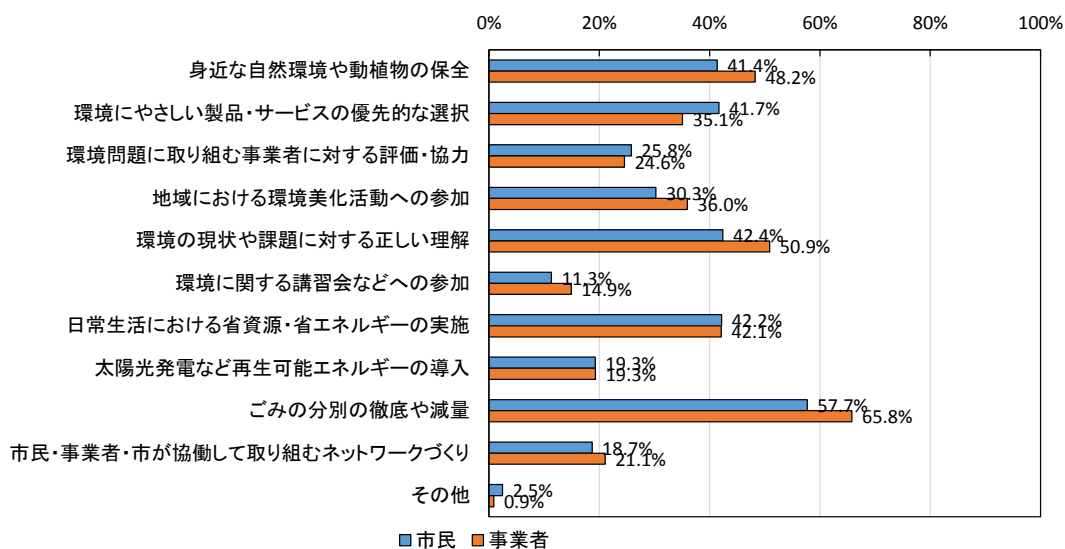


3-10 環境を守るための取り組みを進めるうえで、各主体の役割について【複数回答】

<3-10-1 市民の役割について>

市民は、「ごみの分別の徹底や減量」(57.7%)の割合が最も高く、続いて「環境の現状や課題に対する正しい理解」(42.4%)、「日常生活における省資源・省エネルギーの実施」(42.2%)、「環境にやさしい製品・サービスの優先的な選択」(41.7%)の順になっています。

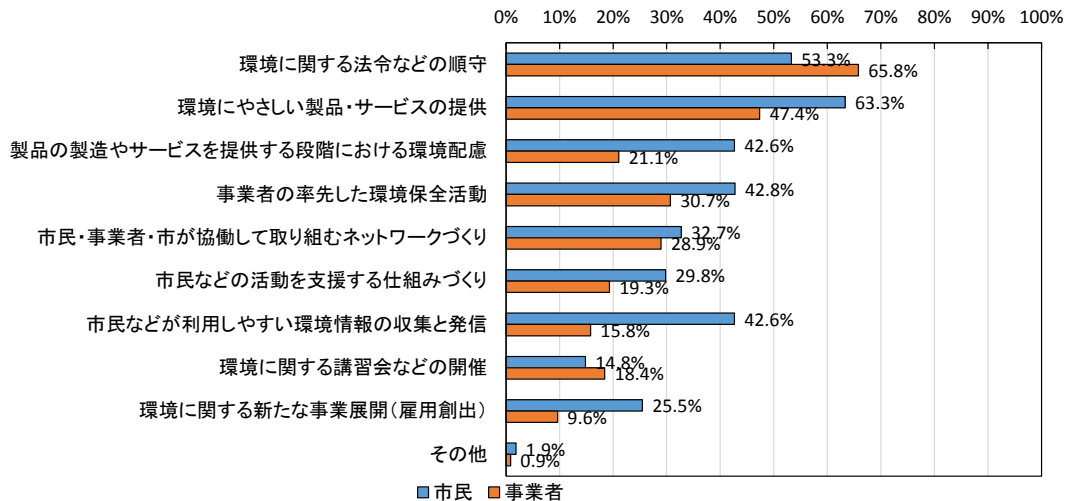
事業者は、「ごみの分別の徹底や減量」(65.8%)の割合が最も高く、続いて「環境の現状や課題に対する正しい理解」(50.9%)、「身近な自然環境や動植物の保全」(48.2%)、「日常生活における省資源・省エネルギーの実施」(42.1%)の順になっています。



<3-10-2 事業者の役割について>【複数回答】

市民は、「環境にやさしい製品・サービスの提供」(63.3%)の割合が最も高く、続いて「環境に関する法令などの順守」(53.3%)、「事業者の率先した環境保全活動」(42.8%)、「製品の製造やサービスを提供する段階における環境配慮」(42.6%)、「市民などが利用しやすい環境情報の収集と発信」(42.6%)の順になっています。

事業者は、「環境に関する法令などの順守」(65.8%)の割合が最も高く、続いて「環境にやさしい製品・サービスの提供」(47.4%)、「事業者の率先した環境保全活動」(30.7%)、「市民・事業者・市が協働して取り組むネットワークづくり」(28.9%)の順になっています。

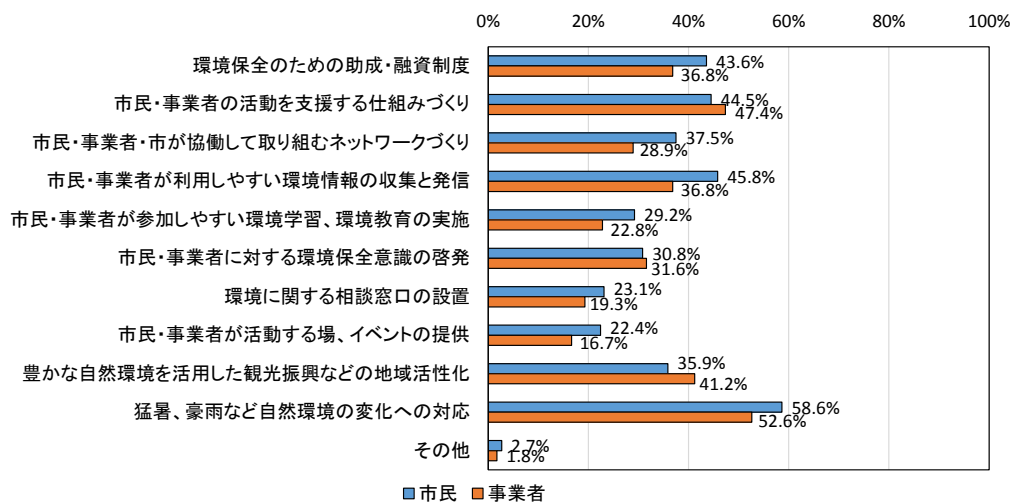


< 3-10-3 福島市の役割について > 【複数回答】

市民は、「猛暑、豪雨など自然環境の変化への対応」(58.6%)の割合が最も高く、続いて「市民・事業者が利用しやすい環境情報の収集と発信」(45.8%)、「市民・事業者の活動を支援する仕組みづくり」(44.5%)、「環境保全のための助成・融資制度」(43.6%)の順になっています。

事業者は、「猛暑、豪雨など自然環境の変化への対応」(52.6%)の割合が最も高く、続いて「市民・事業者の活動を支援する仕組みづくり」(47.4%)、「豊かな自然環境を活用した観光振興などの地域活性化」(41.2%)、「環境保全のための助成・融資制度」(36.8%)、「市民・事業者が利用しやすい環境情報の収集と発信」(36.8%)の順になっています。

昨今の気温の上昇や集中豪雨による土砂災害などの大きな災害が頻発していることから、猛暑、豪雨など自然環境の変化への対応(適応策)への期待が大きくなっていると考えられます。

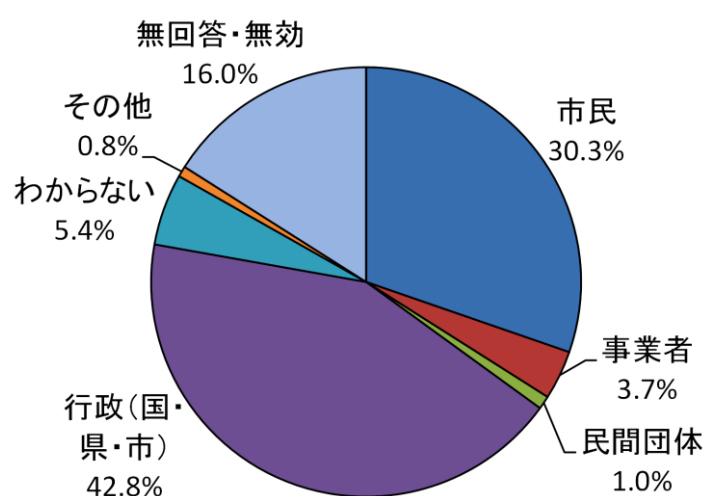


< 3-10-4 最も重要な役割を担う主体について >

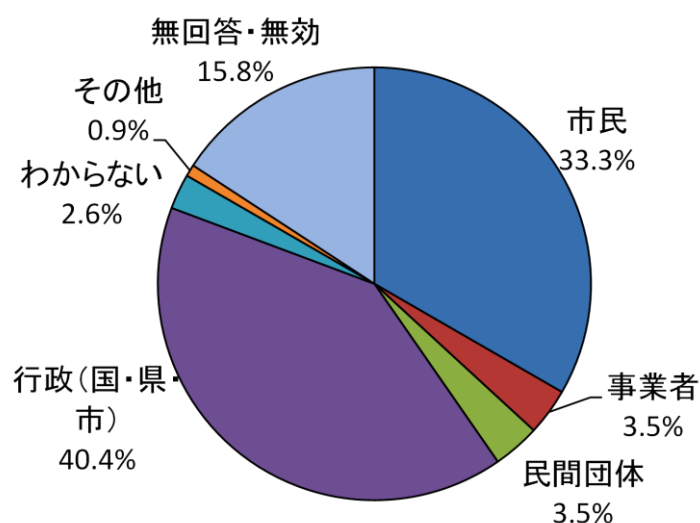
市民、事業者ともに、「行政（国・県・市）」（市民：42.8%、事業者：40.4%）の割合が最も高く、続いて「市民」（市民：30.3%、事業者：33.3%）、「事業者」（市民：3.7%、事業者：3.5%）の順となっており、割合もほぼ類似しています。

行政（国・県・市）がリーダーシップを発揮し、市民、事業者と連携を図りながら環境を守るための取り組みを推進する必要があると考えられます。

【市民】



【事業者】

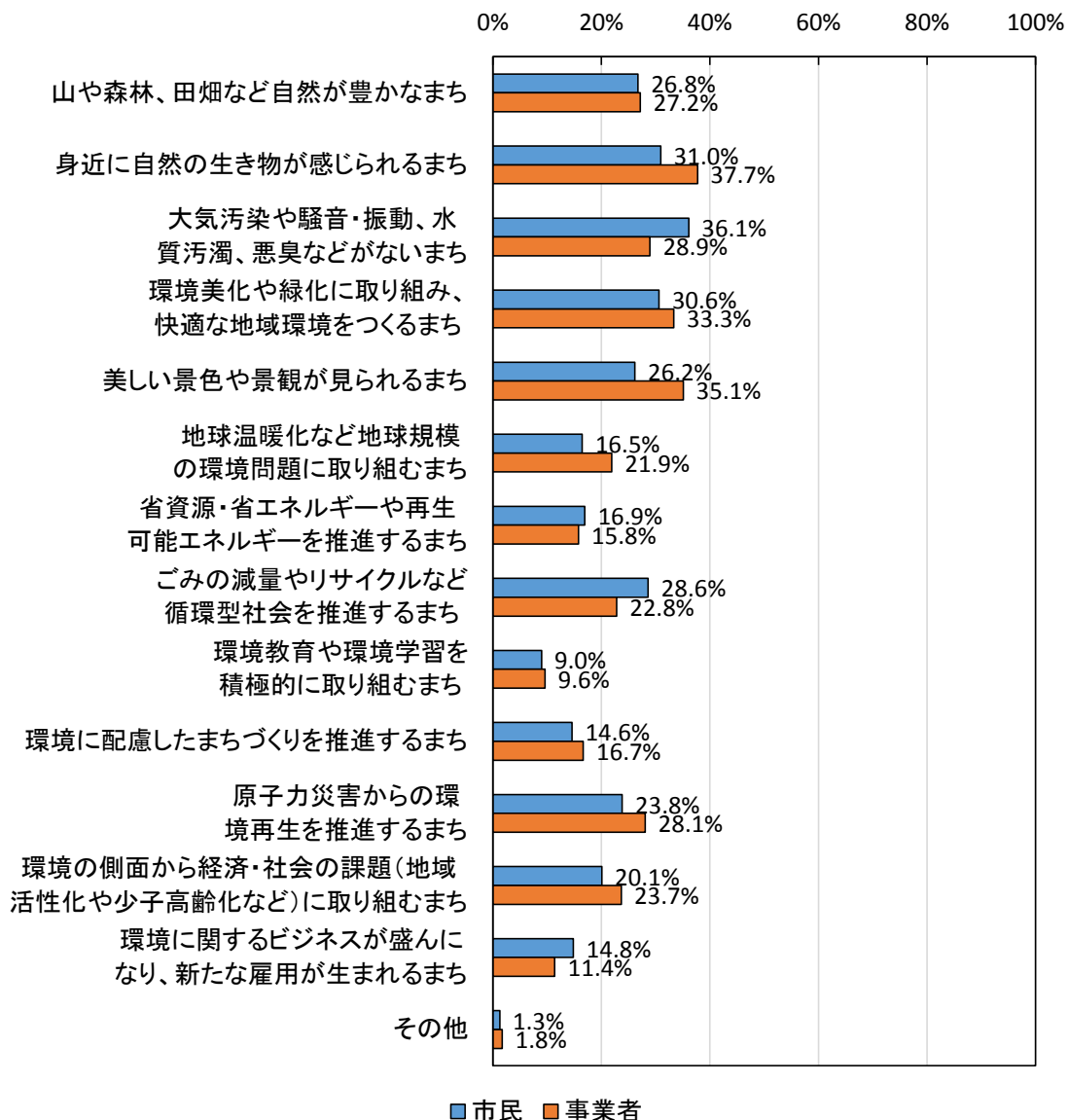


3-11 次期計画における望ましい環境像のイメージについて【複数回答】

市民は、「大気汚染や騒音・振動、水質汚濁、悪臭などがないまち」(36.1%)の割合が最も高く、続いて「身近に自然の生き物が感じられるまち」(31.0%)、「環境美化や緑化に取り組み、快適な地域環境をつくるまち」(30.6%)の順になっています。

事業者は、「身近に自然の生き物が感じられるまち」(37.7%)、「美しい景色や景観が見られるまち」(35.1%)、「環境美化や緑化に取り組み、快適な地域環境をつくるまち」(33.3%)の順となっています。

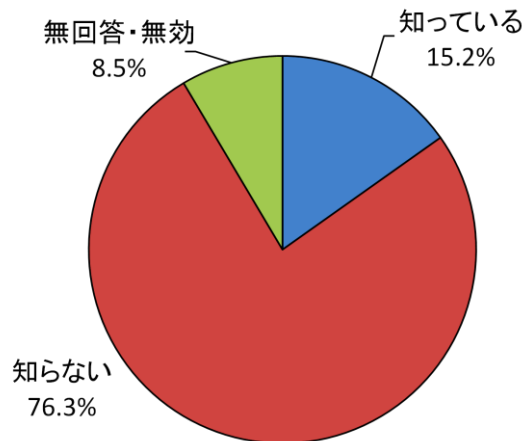
「安全・安心な生活環境」、「身近な自然や生き物」、「景観や快適な地域環境」が望ましい環境像のイメージであると考えられます。



3-12 持続可能な開発目標（SDGs）について【市民】

<3-12-1 持続可能な開発目標（SDGs）の認知度について>

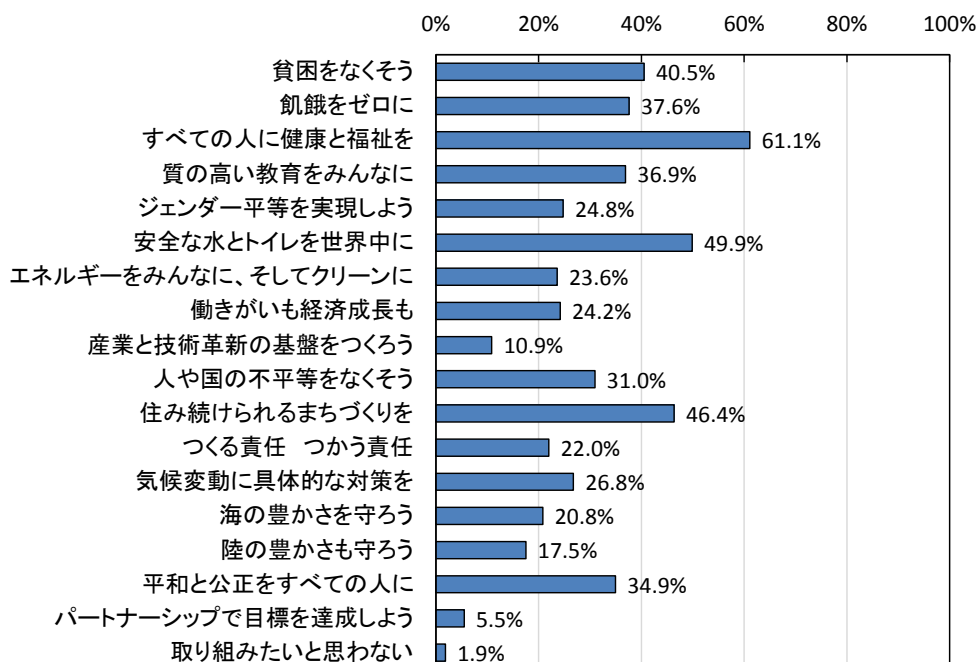
「知っている」と答えた人数（割合）は130名（15.2%）、「知らない」と答えた人数（割合）は653名（76.3%）であり、認知度は低い状況となっています。



<3-12-2 17のゴールの中で特に自ら取り組みたいと思うものについて>

【複数回答】

「すべての人に健康と福祉を」（61.1%）の割合が最も高く、続いて「安全な水とトイレを世界中に」（49.9%）、「住み続けられるまちづくりを」（46.4%）の順となっています。



4 本計画と持続可能な開発目標（SDGs）との関係

本計画における各施策と関連する持続可能な開発目標（SDGs）との関係については、以下のとおりです。

施策の体系													
	飢餓	健康・福祉	教育	水	エネルギー	経済成長	産業・技術	まちづくり	消費・生産	気候変動	海洋	生態系	パートナーシップ
基本方針1 脱炭素社会の実現を目指した気候変動対策													
1 地球温暖化対策の推進													
(1) 再生可能エネルギーの導入拡大と効果的な活用					○	○	○	○	○	○			○
(2) 温室効果ガス排出削減対策			○		○	○	○	○	○	○			○
(3) 森林等の吸収源対策								○		○		○	○
2 気候変動の影響への適応策の推進													
(1) 農作物被害対策	○							○		○			○
(2) 大雨等の災害対策							○	○		○			○
(3) 健康被害対策		○						○		○			○
(4) 生態系の保全								○		○		○	○
基本方針2 持続可能な循環型社会の構築													
1 資源循環によるごみの減量化の推進													
(1) ごみの減量化の推進			○			○	○	○	○	○	○		○
(2) ライフサイクル全体での資源循環の促進						○	○	○	○	○	○		○
2 廃棄物の安定的・効率的な適正処理													
(1) 一般廃棄物の適正処理及び施設の適切な維持管理・整備							○	○	○		○		○
(2) 産業廃棄物の適正処理の指導等							○	○	○		○		○
(3) 廃棄物の不法投棄対策								○			○		○

施策の体系	2	3	4	6	7	8	9	11	12	13	14	15	17
基本方針3 生物の多様性を育む豊かな自然環境との共生													
1 自然環境の保全と活用													
(1) 森林の保全と活用				○			○	○	○	○		○	○
(2) 河川（水辺）の保全と改善		○		○			○	○	○	○	○	○	○
(3) 農地、里地里山の保全と再生	○							○	○	○			○
2 自然とのふれあいの推進													
(1) 自然とふれあう機会の創出			○					○	○			○	○
(2) 自然を体感できる憩いの場の創出								○				○	○
3 動植物の保全と外来種対策の推進													
(1) 生態系全体を考慮した生物の生息・生育環境の保全								○	○			○	○
(2) 在来種の保護、外来種（特定外来生物）対策の推進												○	○
(3) 有害鳥獣被害防止対策の推進												○	○
基本方針4 安心安全を支える生活環境の保全													
1 水資源の保全													
(1) 生活排水、事業活動からの排水対策の推進		○		○				○	○		○		○
(2) 水質の監視や水源の維持・管理		○		○				○	○		○		○
2 大気環境の保全													
(1) 事業活動からのばい煙、自動車等からの排ガス対策の推進		○						○	○				○
(2) 大気質の監視		○						○	○				○
3 その他公害等の未然防止													
(1) 騒音・振動、悪臭、土壌汚染防止対策の推進		○		○				○	○		○		○
基本方針5 原子力災害からの環境再生の推進													
1 放射線対策の充実													
(1) 放射線に対する不安の軽減と健康管理		○						○					○
(2) 空間放射線量モニタリングの実施		○											○
(3) 農作物や飲用水のモニタリングの実施		○		○									○



施策の体系	2	3	4	6	7	8	9	11	12	13	14	15	17
2 原子力災害に関する情報発信													
(1) 本市の現状に関する正しい情報発信		○											○
(2) 農産物等の安全性や魅力の発信		○											○
基本方針6 市民・事業者とのパートナーシップによる地域づくり・人づくり													
1 良好な地域資源の保全と創出													
(1) 地域特性を活かした景観の形成・活用						○		○	○				○
(2) 自然環境保全関係指定地域の保護、歴史遺産の保存・活用						○		○	○				○
2 環境の側面からの経済活動の支援													
(1) 環境産業（ビジネス）の支援					○	○	○		○				○
(2) 地域資源の活用と保全の好循環の創出						○			○				○
3 快適な都市環境の創出													
(1) 環境に配慮した都市環境の確保								○	○				○
4 環境教育・環境学習の推進													
(1) あらゆる場での環境教育・環境学習の推進			○						○	○			○
(2) 環境情報の提供、環境教育・環境学習の場所・機会の整備			○						○	○			○
5 環境保全活動の推進													
(1) 一人ひとりの環境保全の取組の推進									○				○
(2) 地域における環境美化活動の推進				○				○			○		○
6 パートナーシップによるネットワーク形成の推進													
(1) 市民、事業者、市が共創した環境保全への取組													○
(2) 各種団体等との連携・協力の推進													○

5 進行管理指標



本計画第4章において、基本施策ごとに設定した進行管理指標の内容については、以下のとおりです。

第1節 脱炭素社会の実現を目指した気候変動対策

1 地球温暖化対策の推進

管理指標	内容	前計画策定時 (平成21年度)	現状値 (令和元年度)	目指す 方向	目標値 (令和7年度)	目標値の算出根拠 (計算式又は主な統計データなど)
温室効果ガス実質 排出量	市域におけるエネルギーの消費量などにより、温室効果ガスの排出量を推計し、排出の状況をはかる指標	2,475千t-CO ₂ (平成19年度)	2,392千t-CO ₂ (平成29年度)		2,075千t-CO ₂ (令和5年度※) ※令和7年度時点で算出可能な年度	福島市脱炭素社会実現実行計画 (令和3年3月策定予定)
エネルギー自給率 (電力)	本市1年間の電力消費量に占める本市内で産み出された再生可能エネルギー発電量※の割合をはかる指標 ※非バイオマス系による廃棄物発電を含む。	—	30.8%		35.0%	福島市脱炭素社会実現実行計画 (令和3年3月策定予定)

2 気候変動の影響への適応

管理指標	内容	前計画策定時 (平成21年度)	現状値 (令和元年度)	目指す 方向	目標値 (令和7年度)	目標値の算出根拠 (計算式又は主な統計データなど)
防災メールマガジン 登録者数	市民へ防災情報や避難情報の伝達システムの導入状況をはかる指標	—	約5,400人		10,000人	令和7年度までに登録者数 10,000人を目指す
渋川ほか8河川 改良率	河川管理者として整備する準用河川、普通河川、排水路のうち、安心安全の観点から緊急に整備を必要としている普通河川の整備状況をはかる指標	—	67.0%		75.7%	整備延長/河川延長

第2節 持続可能な循環型社会の構築

1 資源循環によるごみの減量化の推進

管理指標	内容	前計画策定時 (平成21年度)	現状値 (令和元年度)	目指す 方向	目標値 (令和7年度)	目標値の算出根拠 (計算式又は主な統計データなど)
1人1日当たりの生活系ごみ排出量(資源物、集団資源回収量を除く)	生活系ごみの排出抑制・資源化の状況をはかる指標	—	770g		530g以下	一般廃棄物処理実態調査(環境省)
事業系ごみ排出量	事業系ごみの排出抑制・資源化の状況をはかる指標	—	30,926t		24,200t以下	一般廃棄物処理実態調査(環境省)

2 廃棄物の安定的・効率的な適正処理

管理指標	内容	前計画策定時 (平成21年度)	現状値 (令和元年度)	目指す 方向	目標値 (令和7年度)	目標値の算出根拠 (計算式又は主な統計データなど)
最終処分量	ごみの総排出量の減量などの状況をはかる指標	—	16,860t		13,300t以下	一般廃棄物処理実態調査(環境省)

第3節 生物の多様性を育む豊かな自然環境との共生

1 自然環境の保全と活用

管理指標	内容	前計画策定時 (平成21年度)	現状値 (令和元年度)	目指す 方向	目標値 (令和7年度)	目標値の算出根拠 (計算式又は主な統計データなど)
民有林整備面積	森林整備状況をはかる指標	—	148.7ha		232.0ha	福島県森林・林業統計書
多自然型工法河川整備延長	水辺空間の整備状況をはかる指標	23,850m	24,173m		24,257m	「現状値」+「計画期間における整備延長」
新規就農者数	農業後継者や新規参入者など新たな農業の担い手の確保状況をはかる指標	—	145人 (平成28~令和2年度の5年間)		200人 (令和3~7年度の5年間)	毎年40人の新規就農者の確保を目指す
農用地利用集積面積	認定農業者などの担い手に集積された農用地面積により、担い手の育成と農用地の有効利用の状況をはかる指標	—	1,066ha		1,366ha	毎年50haの集積面積の増加を目指す

2 自然とのふれあいの推進

管理指標	内容	前計画策定時 (平成 21 年度)	現状値 (令和元年度)	目指す 方向	目標値 (令和 7 年度)	目標値の算出根拠 (計算式又は主な統計データなど)
自然観察会、自然体験講座等の開催回数	自然観察会の開催回数により、市民の自然とのふれあいの状況をはかる指標	117 回	250 回		毎年 250 回以上	毎年現状値以上を目指す
都市公園面積	市民が自然とふれあう場の整備状況をはかる指標	300.75ha	321.65ha		323.17ha	「現状値」＋「計画期間における都市公園整備面積」
一人当たりの都市公園面積	市内人口に対する公園面積の割合により、都市緑化の状況をはかる指標	10.29 m ²	11.65 m ²		11.90 m ²	都市公園面積／本市人口

3 動植物の保全と外来種対策の推進

管理指標	内容	前計画策定時 (平成 21 年度)	現状値 (令和元年度)	目指す 方向	目標値 (令和 7 年度)	目標値の算出根拠 (計算式又は主な統計データなど)
特定外来生物捕獲数	特定外来生物の捕獲数により、被害防止の状況をはかる指標	—	未集計		年間 10 頭	年間 10 頭捕獲を目指す

第 4 節 安心安全を支える生活環境の保全

1 水資源の保全

管理指標	内容	前計画策定時 (平成 21 年度)	現状値 (令和元年度)	目指す 方向	目標値 (令和 7 年度)	目標値の算出根拠 (計算式又は主な統計データなど)
汚水処理人口普及率	本市人口のうち汚水処理施設を利用できる人口の割合により、生活排水処理の進展度をはかる指標	78.0%	87.2%		91.0%	福島市下水道ビジョン
河川の BOD 値環境基準値・環境基準値準用値達成地点数	市内で常時監視している河川の状況をはかる指標（環境基準値が適用される 8 地点及び環境基準値を準用している 15 地点）	18/23	8/8 12/15		8/8 12/15	現状維持

2 大気環境の保全

管理指標	内容	前計画策定時 (平成 21 年度)	現状値 (令和元年度)	目指す 方向	目標値 (令和 7 年度)	目標値の算出根拠 (計算式又は主な統計データなど)
光化学スモッグ注意報・警報の発令数	市内の光化学スモッグの状況をはかる指標	—	0 件	→	0 件	現状維持

3 その他公害等の未然防止

管理指標	内容	前計画策定時 (平成 21 年度)	現状値 (令和元年度)	目指す 方向	目標値 (令和 7 年度)	目標値の算出根拠 (計算式又は主な統計データなど)
公害法規の規制基準を超過する公害発生なし	公害の発生がないことによって、生活環境の保全が維持されていることをはかる指標	発生なし	発生なし	→	発生なし	現状維持

第 5 節 原子力災害からの環境再生の推進

1 放射線対策の充実

管理指標	内容	前計画策定時 (平成 21 年度)	現状値 (令和元年度)	目指す 方向	目標値 (令和 7 年度)	目標値の算出根拠 (計算式又は主な統計データなど)
放射線に関する健康講座受講後の不安軽減率	放射線に関する健康講座を受講した後の不安軽減をはかる指標	—	88.9%	↗	92.0%	健康講座受講後のアンケート調査

第 6 節 市民・事業者とのパートナーシップによる地域づくり・人づくり

1 良好な地域資源の保全と創出

管理指標	内容	前計画策定時 (平成 21 年度)	現状値 (令和元年度)	目指す 方向	目標値 (令和 7 年度)	目標値の算出根拠 (計算式又は主な統計データなど)
景観形成に関するまちづくりアドバイザー派遣回数(累計)	「まちづくりアドバイザー」を派遣回数によって、景観に関する活動状況をはかる指標	7 回	9 回	↗	14 回	「現状値」+「計画期間における派遣回数」
市指定文化財指定件数	貴重な文化財として市指定した件数をはかる指標	—	74 件	↗	75 件	過去の指定状況

2 環境の側面からの経済活動の支援

管理指標	内容	前計画策定時 (平成 21 年度)	現状値 (令和元年度)	目指す 方向	目標値 (令和 7 年度)	目標値の算出根拠 (計算式又は主な統計データなど)
市役所のグリーン購入率	市役所のグリーン購入率をはかる指標	—	84.2%		毎年 90%以上	毎年、過去の購入率の平均値以上を目指す

3 快適な都市環境の創出

管理指標	内容	前計画策定時 (平成 21 年度)	現状値 (令和元年度)	目指す 方向	目標値 (令和 7 年度)	目標値の算出根拠 (計算式又は主な統計データなど)
生垣設置事業補助対象延長(累計)	生垣設置事業補助金交付制度を利用した生垣整備の累計距離により、都市緑化の進捗をはかる指標	5,105m	6,819m		8,845m	「現状値」+「計画期間における生垣整備距離」

4 環境教育・環境学習の推進

管理指標	内容	前計画策定時 (平成 21 年度)	現状値 (令和元年度)	目指す 方向	目標値 (令和 7 年度)	目標値の算出根拠 (計算式又は主な統計データなど)
環境に関する出前講座開催数	地球温暖化やごみなどの出前講座の開催数により、環境教育の実施状況をはかる指標	—	22 回		150 回(累計) 毎年 30 回以上	毎年現状値以上を目指す
環境に関するイベント等の参加者数	環境に関するイベントの参加者数により、環境教育の実施状況をはかる指標	—	1,605 人		8,500 人(累計) 毎年 1,700 人以上	毎年現状値以上を目指す

5 環境保全活動の推進

管理指標	内容	前計画策定時 (平成 21 年度)	現状値 (令和元年度)	目指す 方向	目標値 (令和 7 年度)	目標値の算出根拠 (計算式又は主な統計データなど)
「ふくしまきれいにし隊」の登録数	ポイ捨てのない美しいまちづくり事業の一環として、市民の活動の状況をはかる指標	210 団体	239 団体		300 団体	年間 10 団体の登録数増加を目指す

6 パートナーシップによるネットワーク形成の推進

管理指標	内容	前計画策定時 (平成 21 年度)	現状値 (令和元年度)	目指す 方向	目標値 (令和 7 年度)	目標値の算出根拠 (計算式又は主な統計データなど)
環境推進に関する協議会等に参加する団体の数	参加団体数により、ネットワーク形成の状況をはかる指標	0 団体	13 団体		20 団体	参加団体の増加を目指す

6 用語解説

【あ行】

アスベスト（石綿）

天然にできた鉱物繊維であり、摩擦に強く切れにくい、酸やアルカリにも強いなど、丈夫で変化しにくいという特性を持つ。人が吸い込んで肺の中に入ると組織に刺さり、潜伏期間を経て、肺がんや悪性中皮腫なども病気を引き起こすおそれがあり、石綿が飛散しないよう対策を講じる必要がある。

一酸化炭素

無味、無臭、無色、無刺激な気体で、炭素を含む物質の不完全燃焼により生成する。環境中の主要な発生源は自動車排出ガスである。血液中のヘモグロビンと結合して酸素運搬機能を阻害する等の健康への影響がある。

エコアクション21

中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合した環境配慮のツール。幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するための方法を提供している。

エネファーム

「家庭用燃料電池コージェネレーションシステム」。ガスを使って電力と熱を作り、供給するシステム。1つのエネルギー源から2つ以上のエネルギーを取り出して使うことをコージェネレーションという。

エネルギーミックス

電気の安定供給を図るため、再生可能エネルギーや火力、水力、原子力など多様なエネルギー源を組み合わせることで電源構成を最適化すること。

オゾン層

大気中のオゾンは成層圏（約10～50km上空）に約90%存在しており、このオゾンの多い層を一般的にオゾン層という。太陽からの有害な紫外線を吸収し、地上の生態系を保護している。また、紫外線を吸収するため成層圏の大気を暖める効果があり、地球の気候の形成に大きく関わっている。

温室効果ガス

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンなど熱を吸収、再放射する性質を持つ気体。大気中の量が増加することにより、地球全体の気温が次第に高くなってきていることが確認されている。

【か行】

外来種

人間の活動に伴って、それまで生息していなかった場所に持ち込まれた動植物等のこと。自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

化学物質排出移動量届出制度（PRT R（Pollutant Release and Transfer Register）制度）

様々な化学物質の環境への排出量を把握することにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的とする制度。

化石燃料

地殻中に埋蔵され、燃料として使用される天然資源のこと。一般には石炭、石油、天然ガスを指す。

合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と生活雑排水（台所や風呂、洗濯等からの排水）を併せて処理することができる浄化槽をいう。

環境影響評価（環境アセスメント）

環境に影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際して、その影響を事前に予測・評価し、その結果を公表して地域住民の意見を聞くことなどにより、事業内容の見直し、環境保全対策を講じるなど、適正な環境配慮を行うこと。

環境カウンセラー

環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、環境省の実施する審査に合格し、その知識や経験をもとに市民や事業者等の環境保全活動に対して助言等を行うことのできる人材。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として国が定める行政目標。「環境基本法」に基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について定められている。

環境教育

人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、個人や集団が環境に配慮した責任ある行動をとることを目的として、家庭、地域社会、学校、企業、行政などで行う教育及び学習のことをいう。生涯教育として、幼児から高齢者までのあらゆる年齢層の人々が対象となる。

環境報告書

事業者が、事業活動に係る環境配慮の方針、計画、取組の体制、状況や製品等に係る環境配慮の状況等の事業活動に係る環境配慮等の状況を記載した文書。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

環境マネジメント

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、達成に向けた取組。環境保全に関する方針の構成員への周知、方針に沿った目標の設定と目標達成のための計画の作成、実行のための体制整備、実行状況の監査と見直しの繰り返しにより取組が推進される。

環境ラベル

製品やサービスの環境情報を、製品や包装ラベル、製品説明書、広告、広報などを通じて購入者に伝えるもの。環境ラベルには、消費者が環境負荷の少ない製品を選ぶときの手助けになることが期待されており、文章やマーク、広告などのさまざまな形態がある。

気候変動適応法

地球温暖化、その他の気候の変動に起因して、気候変動への影響が長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより気候変動適応を推進する法律。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境負荷の少ない商品やサービスを優先して購入すること。省エネを意識した家電製品、低公害車、再生品、詰め替え品などの環境配慮型の製品が該当する。

グリーンツーリズム

都市の住民が、農山漁村の自然、文化、人々との交流を楽しむための滞在型の旅行形態。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素などが強い紫外線により光化学反応を起こして生成されるオゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの強酸化性物質の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となる物質。

公共下水道

地方公共団体が管理する下水道で、生活や事業活動に起因した排水、または雨水を処理する施設。終末処理場を有するものと流域下水道に接続するものがある。

こどもエコクラブ

環境省が実施している、子どもたちが地域の中で楽しみながら環境に関する学習や活動を行う事業。

【さ行】

再生可能エネルギー

「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成 21 年 7 月 8 日法律第 72 号）」において、「エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、その他自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。

里山

都市の近辺にあり、燃料・肥料・生活資材の調達、水源かん養など、生活に深い関わりを持っている森林で、雑木林などの二次林、スギの植林、竹林などで構成される低山や丘陵のこと。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち「燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類」の法で直接定められた6種類と、政令で定めた14種類の計20種類をいう。産業廃棄物以外の廃棄物は一般廃棄物となる。

酸性雨

大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物などが空気中の水分や雨に溶け込み雨水が酸性化されたもので、一般的にはpHが5.6より低い場合をいう。

自然環境保全地域

自然環境保全法及び都道府県条例に基づき、自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された地域。

自然公園

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため、「自然公園法」に基づき指定される公園。環境大臣が指定する「国立公園」、「国定公園」と都道府県知事が指定する「都道府県立自然公園」の3種類がある。

自然公園指導員

国立公園、国定公園内において、動植物の保護、美化清掃、事故の防止などについて利用者の指導や情報収集を行うため、環境省の委嘱により活動しているボランティアのこと。

自然公園法

すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする法律。

自然保護指導員

日本山岳・スポーツクライミング協会が認定する資格であり、高山植物の植生保全など自然保護精神の啓発や実践、自然環境に留意した美化清掃、当該山域の特色ある動植物、地質及び自然現象等についての説明などを行う。

持続可能な開発のための2030アジェンダ

「持続可能な開発目標」(SDGs)を中核として、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むために、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された2016年から2030年までの国際社会共通の目標。

種の保存

生物種の絶滅や、絶滅のおそれのある状態にしないこと。鳥獣保護法(1918)や自然環境保全法(1973)、文化財保護法(1950)などにより、種の保存の施策がとられていたが、1992年に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」が制定され、種の保存対策は一段と強化された。

除去土壌

福島第一原子力発電所の事故に伴い放出された放射性物質の除染作業によって除去された土壌。

食品ロス

まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。日本では、年間2,550万トンの食品廃棄物等のうち、まだ食べられるのに廃棄される食品(食品ロス)は612万トンであり、世界の食糧援助量(平成30年で年間約390万トン)の1.6倍に相当する。

生活雑排水

家庭からの排水のうち、し尿以外の排水のこと。炊事、洗濯、入浴等により排出される水。

生態系

ある一定地域内で生息・生育している生物群集と、それをとりまく無機的環境要因(光、温度、水、土壌など)を、相互に密接な関係を持つ一つのまとまりとしてとらえたもの。

生物多様性

生物の多様さとその生息環境の多様さのことで、生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定している。生物多様性は、人類の生存基盤である自然生態系を健全に保持し、生物資源の持続可能な利用を図っていくための基本的な要素である。

生物多様性基本法

生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、球環境の保全に寄与することを目的とする法律。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織。

【た行】

ダイオキシン類

物の燃焼過程などで非意図的に生成される有機塩素化合物。ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾフラン（135種類）、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（75種類）、コプラナーPCB（十数種類）の総称と定義されており、人に対する発がん性が指摘されている。

多自然型工法

多様性豊かな生態系の保全・育成を図るため、河川改修などにあたって、植生や自然石を利用した護岸を採用するなど、自然の持つ構造的な多様性を尊重した工事方法。

地域循環共生圏

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化対策に関して、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により地球温暖化対策の推進を図る法律。

都市公園

都市公園法に基づき、国又は地方公共団体が一定区域内の土地の権原を取得し、目的に応じた公園の形態を創り出し一般に公開する営造物。住民の利用に供する身近なものから広域的な利用に供するものまで、様々な規模、種類のものがある。

中間貯蔵施設

除染で取り除いた土壌や放射性物質に汚染された廃棄物を、最終処分をするまでの間、安全に管理・保管するための施設。

【な行】

二酸化硫黄

腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体で硫黄分を含む石油や石炭などの燃焼時に発生する。呼吸器を刺激し、せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こす。酸性雨の原因物質のひとつである。

二酸化窒素

窒素の酸化物で赤褐色の気体。発生源はボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。呼吸器系の炎症等で人の健康に影響を与える。

二次林

自然林を切った後にできる再生林。里山地域の雑木林のことを示す。古くから人々の生活と関係が深く、木材や薪炭の供給地となっていたが、近年では利用されることがなくなったため、スギの植林地に変えられるなどにより減少している。

農業集落排水

農業振興地域内の農業集落における下水道。農業集落のトイレのし尿、台所・風呂場などから出る生活雑排水を集め、これらを処理して農業用水路や川にもどすことにより、農村をとりまく水環境の保全を図る。

ノーマイカーデー

環境負荷の大きなマイカー通勤を自粛し、徒歩、自転車、公共交通機関を利用することにより交通量を削減しようとする取組。

【は行】

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用のほか、燃焼による発電、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用がある。

排出者責任

廃棄物等を排出する者が、その適正なりサイクル等の処理に関する責任を負うべきとの考え方。

パリ協定

2015年12月、フランスのパリで開催された第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして採択されたもの。

ビオトープ

「生物」を意味する Bio と「場所」を意味する Tope を合成した用語で、特定の生物群集が生存できるような、特定の環境条件を備えた均質な限られた野生生物の生息空間のこと。都市域等においてみどり豊かな水辺空間を設けるなど、より自然に近い状態に整備することを「ビオトープ整備」と呼ぶ。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）

大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが 2.5 μm （1 μm =1mmの千分の1）以下の非常に小さな粒子のこと。その成分には、炭素成分、硝酸塩、硫酸塩、アンモニウム塩のほか、ケイ素、ナトリウム、アルミニウムなどの無機元素などが含まれる。

ふくしまきれいにし隊

福島市が市民と協働で進めるアダプトプログラム（市民が「里親」となり、道路・公園・河川などの一定区画を「養子」にみたくて、愛情と責任をもって美化（清掃）活動を行い、これを市が支援する制度）。

フードドライブ

食品ロス削減の取組として、家庭で余っている食品を地域のイベントなどに持ち寄り、福祉団体・施設等に寄付するもの。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状の物質のうち粒径が 10 μm （ μm =100万分の1m）以下のもの。

フロン

炭化水素の水素原子のいくつかを塩素原子とフッ素原子で置き換えた人工のガスの総称。化学的性質が安定しているため、エアコンの冷媒やスプレーの噴霧剤などとして幅広く利用されてきたが、オゾン層を破壊する力の強い特定フロンは、現在では国際条約などでその製造や輸入が禁止されている。

粉じん

物の破砕、選別その他の機械的処理等に伴い発生、飛散する物質。

放射性物質汚染対処特別措置法

事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的とする法律。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）

その分子に保有する塩素の数やその位置の違いにより理論的に 209 種類の異性体が存在し、中でもコプラナー PCB と呼ばれるものは毒性が極めて強くダイオキシン類として総称されるものの一つとされている。

【ま行】

マイクロプラスチック

海洋などの環境中に拡散した微細（5mm以下）なプラスチック粒子。海洋を漂流するプラスチックごみが紫外線や波浪によって微小な断片になったものや合成繊維の衣料の洗濯排水に含まれる脱落した繊維、研磨剤として使用されるマイクロビーズなどが含まれる。吸着した化学物質やプラスチック自体に含有している化学物質により、食物連鎖を通じて生態系に影響を及ぼすことが懸念されている。

モーダルシフト

トラック等の自動車で行われている貨物輸送を環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用へと転換すること。

モニタリング調査

環境の変化を把握するため、同じ環境指標を用いて継続的に行われる調査や観測のこと。

【ら行】

リサイクル（再生利用）

廃棄物等を再利用すること。原材料として再利用するマテリアルリサイクル（再資源化）、焼却して熱エネルギーを回収するサーマルリサイクル（熱回収）がある。

リスクコミュニケーション

リスク分析の全過程において、リスク評価者、リスク管理者、消費者、事業者、研究者、その他の関係者の間で、情報および意見を相互に交換すること。

リデュース（発生抑制）

廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される。

リユース（再使用）

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。

【や行】

有害鳥獣

人畜や農作物などに被害を与える鳥獣。クマ、シカ、イノシシ、カラスなどが市街地や農地に入り込み、何らかの被害を及ぼした場合にいう。

【英数字】

BOD (Biochemical Oxygen Demand)

生物化学的酸素要求量。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量。河川の汚濁状況を示す代表的な指標で、数値が大きいほど河川などの水中には有機物が多く、水質が汚濁していることを意味する。

I S O 14001

国際規格認証機構（I S O : International Organization for Standardization）が発効させた国際統一規格としての環境マネジメント規格。環境マネジメントシステムを経営システムの中に取り入れていることを意味し、環境に配慮した経営を自主的に行っている証明となる。